

経営形態の見直し検討項目（A項目）
類似・重複している行政サービス（B項目）

基本的方向性(案)工程表
《平成25年2月版》

平成25年2月8日

大阪府市統合本部 A 項目・B 項目の基本的方向性と取組みの進捗状況

経営形態の見直し検討項目（A 項目）

項目	基本的方向性	実現時期等	平成24年度 取組み及び到達点	平成25年度 取組み	ページ
地下鉄	○上下一体で民営化 ○当面の経営改善方策の実施	○民営化移行（27年度）	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪市交通局に民営化推進室を設置（8月） ・地下鉄事業民営化基本方針（素案）を策定（12月） ・議会での議論、市民・お客さまのご意見を踏まえて、同基本方針（案）を策定（2月予定） ・第1次終発延長の実施（年度内） <p><議案></p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪市高速鉄道事業及び中量軌道事業の廃止に関する条例（市） 	<ul style="list-style-type: none"> ○民営化関連 <ul style="list-style-type: none"> ・民営化に関する業務の本格実施（新会社に承継する資産等の額を確定するための財務デューデリジェンス、システムの改修、会社設立手続きの確認等） ・国その他の関係機関、金融機関との調整・交渉 ・民間鉄道事業者との調整を経て、第2次終発延長の実施 ・その他サービス向上策の順次実施 	9
バス	○地下鉄事業とは完全分離して運営、かつ民営化 ○民営化に向けて、路線譲渡及び管理委託の拡大を図る ○当面の経営改善方策の実施	○民間バス事業者による運行（26年度）	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪市交通局に民営化推進室を設置（8月） ・バス事業民営化基本方針（素案）を策定（12月） ・議会での議論、市民・お客さまのご意見を踏まえて、同基本方針（案）を策定（2月予定） <p><議案></p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪市自動車運送事業の廃止に関する条例（市） 	<ul style="list-style-type: none"> ○民営化関連 <ul style="list-style-type: none"> 事業性のある路線、地域サービス系路線について、 ・バス事業民営化基本方針に基づく具体的実務の実施 事業者の公募（4月） 事業者の決定（7月） ・区長会から要請のあった路線について、平成25年度の一年間は運行に必要な経費に対する財政措置がなされることを前提に交通局が運行 	10
水道	○市水道局と大阪広域水道企業団との統合協議を進める ○市水道局は合理化策や経営改善策を策定、実行	○市水道局と大阪広域水道企業団との統合協議（統合協議中のため詳細未定）	<ul style="list-style-type: none"> ・市水道局と大阪広域水道企業団との統合協議 43市町村首長会議（8月）、第3回水道事業統合検討委員会（10月） 第4回水道事業統合検討委員会及び43市町村首長会議開催予定（2月） 各市町村議会において統合検討状況を報告予定（3月） <ul style="list-style-type: none"> ・市水道局の合理化策、経営改善策 スリム化案を策定し、検討中 	<ul style="list-style-type: none"> ○統合協議 <ul style="list-style-type: none"> 引き続き市水道局と大阪広域水道企業団との統合協議を進め、各市町村議会に関連議案を提出する ○市水道局の合理化策・経営改善策 <ul style="list-style-type: none"> 市水道局の合理化策や経営改善策について、引き続き検討 	11
一般廃棄物	○収集輸送事業：受皿組織に現業職員を移管、民間委託を拡大し完全民間化	○新会社の設立、現業職員の移管（26年度）	<ul style="list-style-type: none"> ・「家庭系ごみ収集輸送事業の経営形態に係るPT」を市に設置（8月） ・潜在的な市場参加者に対する「マーケット・サウンディング」の結果を公表（12月） ・「経営形態の変更に係る方針（素案）」を公表（1月） ・議会での議論を踏まえて、方針の決定（3月） 	<ul style="list-style-type: none"> ○新会社の設立主体となる事業者の公募に向けた具体的な制度設計（公募要項等の作成に向けた調査等にかかる業務委託）の実施 事業者の公募（11月） 事業者の決定（2月） 	12
	○焼却処理事業：工場稼働体制の見直し、民間運営や民間委託推進、当面はブロック単位での処理体制（一部事務組合）の構築	○一部事務組合へ移行（26年7月）	<ul style="list-style-type: none"> ・「ごみ処理広域化大阪ブロック会議」を開催（8月） ・大阪ブロック（大阪市、八尾市、松原市）の担当部局で、組合設立に向けた確認書締結（12月） ・森之宮工場停止（年度内） 	<ul style="list-style-type: none"> ○一部事務組合設立準備委員会の設置 <ul style="list-style-type: none"> ・一部事務組合の詳細（組合議会、組合組織、勤務条件等）について協議 ・規約案や条例案の作成 ・設立申請等の手続き ・設立準備として、システム開発業務等の委託 	
消防	○法制度での対応（新たな大都市に応じた消防制度の創設など） ○現行制度内での一元化の推進（消防学校の組織統合など） ○通常消防力の最適化の促進（水平連携の強化）	○消防学校組織統合（26年度） ○新たな大都市にふさわしい消防の姿を目指して消防制度（法整備等）を確立（27年度～）	<ul style="list-style-type: none"> ・現行制度内での一元化の推進 府立消防学校で初任教育を一本化する方針を決定 府下消防長会を通じて新たな学校教育のカリキュラム案作成 ・府内消防本部の組合化や水平連携の支援 泉州南消防組合の設立（25年度業務開始） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ハイパーレスキュー隊 <ul style="list-style-type: none"> あり方や運営方法等の検討 ○教育・訓練 <ul style="list-style-type: none"> 府・大阪市消防学校の一体的運用 ○通信指令 <ul style="list-style-type: none"> 市町村消防の取組みを促進 ○通常消防業務 <ul style="list-style-type: none"> ブロックで広域化 	13

項目	基本的方向性	実現時期等	平成24年度 取組み及び到達点	平成25年度 取組み	ページ
病院	○市立住吉市民病院の小児・周産期医療の機能を府立急性期・総合医療センターへ機能統合	○住吉母子医療センター（仮称）の整備 竣工（27年度） 供用（28年度）	・府市共同で検討体制立上げ（7月） ・住吉母子医療センター（仮称）の基本計画原案を策定（11月） ＜議案＞ ・市民病院事業の設置等に関する条例の一部改正（市） ・助産師養成施設条例の廃止（市）	○基本設計、実施設計及び付帯工事	14
	○新たな大都市制度移行時に、地方独立行政法人大阪病院機構（仮称）を設立、府市病院を一体的に運営	○法改正を前提に、府立病院機構を非公務員型に移行（26年度） ○市民病院を地方独立行政法人化（非公務員型）（26年度） ○府市病院の地方独立行政法人統合（27年度）	・市民病院独法化に向け、コンサルトと移行支援業務委託契約締結（10月） ・府市病院双方において、非公務員型の地独法化に向けた手続きや法的課題について精査	○府市病院の経営統合 ・市民病院独法化に向けた定款及び中期目標・中期計画等の策定 ○地方独立行政法人法等の改正に係る国への要望	
	○府域全体の医療資源の有効活用（⇒今後の検討課題）	○「大阪府市医療戦略会議」の検討結果を踏まえ、医療資源の有効活用を図る		○今後、府市両議会の承認を得て設置する「大阪府市医療戦略会議」の検討状況を参考にしながら、公立病院の広域医療・地域医療のあり方について検討予定	
弘済院	○附属病院・第2特養直営廃止、民間移譲 ○第1特養指定管理期間満了後、民間移譲を検討 ○養護老人ホーム廃止決定済（27年度） （認知症をはじめとする高齢者の医療・福祉の拠点を民間の運営主体により整備する観点から、必要な条件を付して公募により運営主体を選考する。）	○附属病院、第1特養、第2特養の民間移譲（27年度） ○養護老人ホームの廃止（27年度予定）	・関係各方面への説明、事前協議 ・コンサルティング業務委託契約を締結、市場調査に着手 ・土地調査（測量・境界確定等）を実施	○病院・特養の民間委譲に向けて ・プロポーザル公募の準備・実施 ・企画提案審査・価格提案審査等の実施 ・大規模開発協議・環境影響評価、地元協議・調整 ・土地の基礎調査継続、不動産鑑定業務等	15
港湾	○「新港務局」として府市の港湾管理者を統合	○「新港務局」設立（26年度） ※最速スケジュール ○大阪湾港務局設立[4港湾管理者一元化]（27年度以降）	・法制度改正：改正案を作成し、府市共同で国交省や近畿地方整備局と協議（8・9・10・11・1月） ・「新港務局」の制度検討：新組織設立に向けた準備等（財産整理・評価や事業整理に関する検討、予算の整理）、債務・人員の整理、国交省などとの調整 ・物流以外の業務（海岸事業など）を行う執行体制の検討：物流以外の業務・債務・人員の整理	○法制度改正 ・法改正協議（関係省庁）→所要の法制度改正 ○「新港務局」制度の構築 ・新組織設立に向けた準備等（事務局組織、システム検討、委員の選任、財産の確定、会計など） ・債務・人員の整理 ・国交省などの国及び沿岸市町等との調整 ○物流以外の業務を行う執行体制の構築 ・物流以外の業務・債務・人員の整理	16
大学	○公立大学のあり方について将来ビジョンを策定 ○市大改革の推進、府大改革の着実な実施 ○法人統合に向けた組織改革の推進	○大学法人の統合（27年度） ○新大学スタート（28年度）	・新大学構想会議でとりまとめた「新大学構想＜提言＞」を府市に提出（1月） ・法改正に向けた国（総務省・文科省）との意見交換 ・市大法人ガバナンス改革を順次実施	○新大学のあり方検討 ・府市において、提言に基づく新大学ビジョン（案）を策定し、パブリックコメントを実施 ・新大学ビジョン（案）を踏まえた具体的な「新大学案」を新大学タスクフォースで検討、作成 ○法人統合に向けた組織改革 ・理事長、学長分離に向けた定款変更 ・法人事務局の共同推進体制に係る事前準備 ○地方独立行政法人法等の改正に係る国への要望	17

項目	基本的方向性	実現時期等	平成24年度 取組み及び到達点	平成25年度 取組み	ページ
公営住宅	○大阪市内の府営住宅を大阪市内に移管	○市内の府営住宅を移管(27年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・住民負担等の観点を踏まえ、移管条件やスキームについて検討協議 ・ふれあいだより(府営住宅入居者への配布冊子)で周知(9月) ・市営住宅管理システム再構築に係る基本計画の策定業務の委託(11月) ・移管対象財産の現況調査(土地、建物、修繕調査)[~25年度] ・残債算定・家賃収入の試算 ・土地・建物の資産価値の把握 	<p>○府市の協議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり協議(管理方針、まちづくり計画) ・移管要綱(府市の役割分担、手順、手続など)の検討 <p>○各種調査、データ整理、システム再構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移管対象財産の現況調査 ・府営住宅情報(財産・入居者)の整理・市への移行 ・市営住宅管理システムの再構築(設計・開発) <p>○入居者対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入居者への説明 	18
文化施設	○府市の文化施設9施設及び動物園の府市による一体運営の可能性と最適な経営形態を指定管理と地方独立行政法人を軸に検討	○地方独立行政法人設立(27年度)	<p>経営形態については、次のような視点で、自立的・戦略的経営が期待できる、「地方独立行政法人」を目指す</p> <ul style="list-style-type: none"> ○大阪の歴史・文化を強みに発信できる経営基盤の確立 ○制度の特性を活かしたサービス改善等による集客力の増進 ○経営改善による公費負担の抑制 <p>一体運営の対象施設は、府3博物館、市3博物館、2美術館、1科学館の計9施設とする</p> <p>動物園は経営形態を改めて検討</p> <p>上記を踏まえ、年度内に独法化に向けた工程の策定や経営目標の具体化、設立団体の整理及び、関係者との調整・協議を進め基本的方向性を確定させる</p>	<p>○地方独立行政法人化に向けた準備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制度設計(評価委員会の設置準備) ・条例等(評価委員会設置条例の改正案など) ・移行・継承準備(土地・建物の測量・登記など) ・議会 (法人定款の議決、大阪市地独法人評価委員会条例の改正) <p>○地方独立行政法人法等の改正に係る国への要望</p>	19
市場	○府市場は指定管理者制度(H24.4導入)の効果検証	○経営の効率化	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者の業務の実施状況等を評価する外部委員会を設置 	○経営の効率化及び指定管理者制度導入にかかる効果検証	20
	○市市場(本場、東部)は指定管理者制度に移行	○指定管理者制度導入(27年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者制度導入について、市場内事業者の方針説明 ・府市場の導入状況を踏まえながら、指定管理者移管業務を精査・検討 	○大阪市中央卸売市場業務条例の改正	
	○市市場(南港)は引き続き検討	○将来コンセプトを踏まえた南港市場の活性化等対応(26年度以降)	<ul style="list-style-type: none"> ・南港市場の将来コンセプトを示すため、活性化調査業務委託を実施 	○将来コンセプトを踏まえた基本調査・検討	
下水道	○市下水道事業は上下分離・セッション型による運営管理を含めた経営形態の検討	<ul style="list-style-type: none"> ○(財)都市技術センターを暫定活用した上下分離の実施(25年度) ○新組織設立(26年度) ○民間参画を含めた新組織への移行(27年度) 	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪市下水道事業経営改革の基本方針と実施計画案を策定(12月) ・上下分離手法及び新組織設立に向けた基本検討調査(~25年度) 	<p>○経営形態見直しに係る実行計画策定及び新組織設立準備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(財)都市技術センターに市職員を派遣。西部方面管理事務所所管施設の管理運営について包括委託実施 ・同センターに民間参画による経営マネジメントチームを設立 ・新組織設立に関する検討調査 	21
	○府市下水道事業の行政組織のあり方は継続して検討	○実施主体、行政組織の確立(27年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな大都市制度実現時の実施主体、行政組織の検討 	○新たな大都市制度実現時の実施主体、行政組織の確定に向けた協議	

類似・重複している行政サービス（B項目）

項目	基本的方向性	実現時期等	平成24年度 取組み及び到達点	平成25年度 取組み	ページ
信用保証協会	○府市信用保証協会の統合については、府保証協会に吸収合併 ○統合後の経営ガバナンスは府保証協会主導で行う	○府・市信用保証協会の合併（25年度）	・府市保証協会合併協議会を設置（7月） ・合併協議会の下に部会を設置（資産査定やシステム統合、業務・組織体制、府市財政負担など検討） ・府・市（知事・市長出席）、府・市保証協会による協議を実施 ガバナンスを府協会とする吸収合併方式を確認するとともに、組織体制・安定的な財務基盤のあり方について協議（1月） ・許認可庁との協議、調整	○合併協議会による検討 引き続き、資産査定、システム統合、業務・組織体制のあり方、府市の財政負担のあり方等について検討 ○関係機関との調整 引き続き、随時、許認可庁（金融庁、中小企業庁）との協議、調整 ○合併認可 信用保証協会法等の規定に基づく必要な手続きを経て、年度内を目途に国の合併認可を得て合併完了 ・合併計画（事業計画、収支計画）等の作成と国への申請	23
(公財)大阪府国際交流財団 (公財)大阪国際交流センター	○国際交流財団は存続期間10年間（H34年度まで）とし、その後、広域で必要なものは直営で実施 ○大阪国際交流センターは、基礎自治体の特性に基づいたあり方を検討するとともに、H26年度に施設運営の民営化を実施し自律的運営をめざす	○国際交流財団の存続期間は、34年度まで ○大阪国際交流センターの施設運営の民営化（26年度）と自律的運営	・重複事業について役割を明確化し、事業の整理・見直し（留学生就職支援事業、災害時の外国人支援など）	○大阪府国際交流財団 ・「大阪府国際化戦略アクションプログラム（第1期）」に基づく府と連携した広域事業の強化・実施 ・広域事業基盤としての府内市町村の国際化支援（人材育成・出張相談・防災訓練支援等）、専門人材の育成 ○大阪国際交流センター 各区等と意見交換を進め、基礎自治体の特性に基づいたあり方を検討	24
(財)大阪府保健医療財団 (財)大阪市環境保健協会	○府保健医療財団は、公益財団法人として経営の安定化・自立化をめざす ○市環境保健協会は、一般財団法人へ移行し、自立化を図る	○府保健医療財団の公益財団法人への移行（25年4月） ○市環境保健協会の一般財団法人への移行（自立化）（25年4月）	・両財団及び府市の関係者による検討会を実施（9月～） （両財団における検診事業等の実態把握、連携事業の検討）	○基礎自治体への支援（府） ・検診不足地域への車検診等を引き続き実施 ・がん検診等のデータ分析により、基礎自治体に助言・研修 ○形態の見直し ・府保健医療財団の公益財団法人への移行（25年4月） ・市環境保健協会の一般財団法人への移行（自立化）（25年4月）	25
道路公社	○府道路公社は、ハイウェイオーソリティ構想の実現に向け阪神高速道路株等との統合をめざす ○市道路公社は、早期解散も視野に入れ、市公社のあり方について検討を進める	○阪神高速道路株等との統合を目指す <早期解散を想定した場合> ○三セク債活用の場合年度末解散（25年度）	・国と地方の検討会で阪神都市圏高速道路全体の新たな料金体系を検討 ・当面の取組みとして、維持管理業務等について高速道路会社（NEXCO、阪神高速等）と一体化協議 ・市公社のあり方について、市道路公社経営監視会議で意見聴取し（7月）、早期解散も視野に検討 ・会議の意見を受けて総務省と三セク債について発行条件等の確認（8月）	○高速会社との維持管理業務等一体化の拡大 ○統合に向けた検討、高速会社との協議 ○三セク債を活用した場合、25年度末解散（予定） ※地方財政法により、三セク債は平成25年度までの時限措置	26
住宅供給公社	○新たな大都市制度移行時に市公社が存続できない場合には、市公社を解散することを基本	○新たな大都市制度移行時の市公社のあり方についてとりまとめた方向性に基づき対応（26年度以降）	・両公社で経営改善の取組みを推進。連携策の検討・実施 ・大都市制度移行時の市公社のあり方について課題を整理（年度内）	○24年度の検討結果に基づき、府市民サービスの向上につながる連携策を順次実施 ○大都市制度移行時の市公社のあり方について方向性をまとめる	27

項目	基本的方向性	実現時期等	平成24年度 取組み及び到達点	平成25年度 取組み	ページ
堺泉北埠頭株 大阪港埠頭株	○府市港湾事業の統合（A項目）及び大阪港埠頭株と神戸港埠頭株の経営統合をした後に、その時点の状況を踏まえ、堺泉北埠頭株と（仮称）阪神港埠頭株の経営統合をめざす	○神戸港埠頭株と大阪港埠頭株との経営統合、（仮称）阪神港埠頭株と堺泉北埠頭株との経営統合（27年度以降）	・港湾運営会社移行に向けた運営ノウハウ蓄積の準備（港湾運営の委任方法、府営上屋売却に係る検討・調整）（堺泉北埠頭株） ・特例港湾運営会社の指定（10月）、公共埠頭の一部運営開始（12月）（大阪港埠頭株）	○堺泉北埠頭株 ・港湾運営会社移行に向けた運営ノウハウ蓄積（効率的な埠頭運営体制、利用者サービスの向上等） ○大阪港埠頭株 ・特例港湾運営会社によるターミナルの一体運営	28
（公財）府文化財センター （公財）市博物館協会	○両組織の比較を踏まえ、発掘調査業務を一元化する ○一元化の手法については、今後、A項目「文化施設」の博物館業務のあり方の検討を踏まえ整理 ○①博物館業務と同一法人②博物館業務と別法人の2案を軸に整理を図る	○市博物館協会の大阪文化財研究所の業務を整理再編（27年度）	・文化施設（A項目）の方向性を「地方独立行政法人」とすることと併せ、府市の発掘調査業務については次の方向で整理 ○大阪府文化財センターの発掘調査事業 広域自治体の発掘調査事業を引き続き担う他、市町村からの要請に応じ、積極的に支援を行う ○大阪市博物館協会の発掘調査事業 「大阪文化財研究所」の業務について、自治体監理へ移行することを前提に、民間活力の導入を図りながら、整理再編	○府として、新たな大都市制度移行後の広域自治体と基礎自治体の役割分担の整理、自治体と公益法人の役割分担の整理を行う ○大阪市の発掘調査事業については、他都市での先行事例等を踏まえて、大阪文化財研究所の業務整理再編を検討	29
（地独）府立産業技術総合研究所 （地独）市立工業研究所	○法人統合により、工業技術とものづくりを支える知と技術の支援拠点「スーパー公設試」をめざす ○法人統合に先行して、経営戦略の一体化と業務プロセスの共通化等を行う	○法人の統合（27年度）	・合同経営戦略会議を設置（11月）し、経営戦略の一体化を図る ・利用企業に対するヒアリング実施（年4回程度）、合同研究発表会の実施（11月、2月） ・統合方針を盛り込んだ各研究所の中期目標の策定等（市は議決済（11月）、府は2月議会へ提出） ＜議案＞ ・産技研の中期目標変更議案（府）	○合同経営戦略会議による一体的な業務推進 ○統合のシナジー効果を発揮する取組みの検討 ○「業務プロセス共通化検討WG」での検討 ・機器購入、評価判定、研究テーマ選定、広報、顧客拡大など ○「連携事業検討WG」での検討 ・共通技術相談窓口の設置、支援サービスの料金や手続きの統一など ○地方独立行政法人法等の改正に係る国への要望	30
府立公衆衛生研究所 市立環境科学研究所	○両研究所で共通する分野の検査・調査研究機能を統合した研究所を設置 ○運営形態については、非公務員型の地方独立行政法人化を基本として検討	○地方独立行政法人による統合研究所を設立（26年度）	・統合、独法化に向けた重要事項の決定機関として、府市関係者で構成するTFを発足（12月） ・中期目標の策定に向け統合後の研究所のあり方（選択と集中）を検討 ・市環科研の環境分野については、市において別途検討 ＜議案＞ ・新法人の定款案、評価委員会共同設置規約案を提出（府・市）	○府市各議会（9月）に提出する各議案の検討 ・財産承継条例、職員承継条例、中期目標の案 ○法人認可に係る申請協議・認可 ○評価委員会の設置や不動産鑑定、各種システムの構築など地方独立行政法人化に向けた手続き ○法人の人事給与、会計制度等の構築 ○栄養専門学校廃止（26年3月）	31
府立中央図書館、中之島図書館 市立中央図書館	○府立図書館は広域自治体が担い、市立中央図書館は各地域図書館の機能充実が図られるまではその補完機能として基礎自治体が活用（中之島図書館は別途、大阪府市都市魅力戦略推進会議でも検討）	○府市連携事業の拡充、民間委託拡大の検討・実施（25年度～）	・府市連携事業（HPやメールマガジン等広報、企画展示への資料貸出、講座への講師派遣など）の試行 ・府市間の資料搬送の緊密化に向けた検討 ・民間委託拡大の余地の検討	○府市連携事業の拡充 ・共催事業、研修、実習生受け入れ、会場相互利用などの検討 ○資料搬送の緊密化 ・府市間の資料搬送の増便に向けた立案調整など ○民間委託拡大についての検討内容の実施	32
府立体育会館 市中央体育館	○体育会館は、興行・イベント中心の施設として広域自治体が管理運営 ○中央体育館は、基礎自治体が本来有すべき体育施設の規模・配置等の最適化を図るまでの間、施設の有効活用を図る観点から、競技大会も可能な施設として、基礎自治体で管理運営	○施設の利用者増及びサービスの向上に向けた取組みを実施 ○基礎自治体（新たな体制）による管理・運営（27年度）	・難波周辺各施設と連携し、興行・イベントの誘致を促進 ・利用者増やサービス向上を図るため、館内に売店営業事業者を誘致 ・利用者ニーズ等を検証し、施設の規模や配置等の最適化に関する課題を抽出 ・新たな大都市制度移行後の基礎自治体での管理・運営形態について検討	○引き続き運営の効率化の取組みを実施し、定期的に運営状況の進捗管理を行う。 ○基礎自治体区割り案を基に、基礎自治体が本来有すべき体育施設の規模・配置等の最適化について検討 ○新たな大都市制度移行後の基礎自治体での管理・運営形態について引き続き検討	33

項目	基本的方向性	実現時期等	平成24年度 取組み及び到達点	平成25年度 取組み	ページ
府門真スポーツセンター 市大阪プール	○門真SCは、施設構成、利用状況等を踏まえ広域自治体が運営	○施設の利用者増及びサービスの向上に向けた取組みを実施	・次期指定管理者の公募に向けて、メインアリーナの仕様転換の見直し等、更なる運営の効率化を図るための分析、課題整理を実施	○24年度に行った分析・課題整理を踏まえて、次期指定管理者の公募要件・手法を検討	34
	○大阪プールは、基礎自治体が本来有すべきプール施設の規模・配置等の最適化を図るまでの間、競技大会の開催も可能な施設として、基礎自治体で管理運営	○基礎自治体（新たな体制）による管理・運営（27年度）	・施設の規模、配置等の最適化に関する課題抽出 ・新たな大都市制度移行時の基礎自治体での管理・運営形態について検討	○基礎自治体区割り案を基に、基礎自治体が本来有すべきプール施設の規模・配置等の最適化について検討 ○新たな大都市制度移行後の基礎自治体での管理・運営形態について引き続き検討	
大型児童館ビッグバン キッズプラザ大阪	○キッズプラザ大阪は、H29.3.31までは基礎自治体が契約を継続せざるを得ないが、以降の施設運営のあり方については、自立的経営等の観点から検討を行い、具体策が見いだせない場合は廃止	○キッズプラザ大阪の新たな運営主体についての検討（27年度）	・料金体系の見直し、民間ノウハウの活用（市） ・広報・企画事務等の工夫の検討（HPリンク、広報物の共同PR）（府・市）	○料金体系の見直し（市内・外、府内・外居住者間の料金に差を設ける等）（市） ○外部委託等民間ノウハウの活用による補助金縮減（市） ○広報・企画事務等の工夫（可能なものから順次実施）（府・市）	35
府立国際会議場 インテックス大阪	○両施設は機能等が異なり統合になじまないが、MICE機能強化に向け、事業展開のあり方、集客力向上方策等を検討	○府・市・両施設の運営者及び関係団体によるプロモーション等の実施（25年度～）	・府、市、OCTB、両施設運営事業者の4者による〈連絡会議〉の設置（8月） ・府、市、両施設運営事業者及び関連団体による連携方策の検討（12月）	○誘致ターゲットに関する、 ・プロモーションの実施 ・開催プランの活用・PR ・施設利用の共同案内	36
	○インテックス大阪の運営に関して、25年度から競争性を導入	○新たな運営方法への移行（25年度）	・インテックス大阪の運営事業者の公募開始（11月）	○新たな運営方法への移行	
子ども青少年施設 〔青少年野外活動施設〕	○林間系は、府の施設は少年自然の家を存続し、市の施設は伊賀を廃止し、信太山は当面存続 ○海洋系は、府立青少年海洋センターの存続（びわ湖の廃止）を基本的に検討	○伊賀、びわ湖の施設廃止（25年度） ○存続施設の利用率向上に向けた取組みの実施	・伊賀青少年野外活動センター、びわ湖青少年の家の廃止方針を決定 ・廃止施設の課題整理や関係者との調整開始（7月～） ・存続施設の利用率向上に向けた検討開始（7月～）	○伊賀青少年野外活動センター、びわ湖青少年の家 ・廃止に向けた条例改正 ・処分の方針の検討 ○少年自然の家、青少年海洋センター、信太山青少年野外活動センター ・利用率向上に向けた取組み ・びわ湖青少年の家利用者へのPR（海洋センター）	37
府立障がい者交流促進センター （ファインプラザ大阪） 市障がい者スポーツセンター	○ファインプラザ大阪は競技スポーツの振興拠点として広域自治体が管理運営（指定管理者制度を導入） ○長居・舞洲障がい者スポーツセンターは基礎自治体の役割とするが、新たな基礎自治体単位での運営は困難であり、広域的な連携により管理運営	○府：指定管理者による運営開始（25年度） ○市：長居・舞洲の管理運営にかかる周辺自治体との連携協議、結論（26年度）	・ファインプラザ大阪の指定管理者の指定議決（12月）（府） ・舞洲障がい者スポーツセンターの宿泊施設における就労支援事業の実施、利用料金制導入などについて検討（市） ＜議案＞ ・就労支援事業の実施及び利用料金制導入に伴う条例の一部改正（市）	○大阪府立障がい者交流促進センター（ファインプラザ大阪） ・指定管理者による運営開始 ○大阪市障がい者スポーツセンター ・宿泊施設の新たな運営方式による事業開始 ・宿泊施設の効率的な運営について検証 ・長居・舞洲の管理運営にかかる周辺自治体との連携協議 ○障がい者スポーツに関する役割、機能の整理、結論	38
（公財）大阪産業振興機構（マイチームおおさか） （公財）大阪市都市型産業振興センター（産業創造館）	○中小企業支援において相乗効果を発揮できるよう、大都市制度移行時に両法人を統合する ○施設は、法人が担う役割、利用者ニーズ等を見極めたうえで中核拠点の一本化も含めた最適化を図る	○法人の統合（27年度）	・ワンボードマネジメント準備チームの設置（10月） ・法人統合に向けた課題・手続等の抽出、整理⇒作業チームを設置（12月） ・当面の連携事業の検討・実施（施設の利用促進等） ・両法人の理事会（3月）でワンボードマネジメント組織設置に関する了承	○ワンボードマネジメント組織の設置 ・戦略、目標の共有化、事業（施設を含む）の連携や共同化 ・法人統合を見据えた両法人の事業のあり方、課題の検証 ・法人統合にあたっての組織、財源等諸課題に係る協議・調整	39

項目	基本的方向性	実現時期等	平成24年度 取組み及び到達点	平成25年度 取組み	ページ
ドーンセンター クレオ大阪	○ドーンセンターは、専門的広域的 事業の実施、基礎自治体業務を支 援・補完する施設として広域自治 体機能を担う	○総合評価一般競争入札による事 業者選定の結果を踏まえ、広域 自治体事業を実施(25～27年度)	・新たな事業者選定に向けて広域自治体としての事業内容を精査	○総合評価一般競争入札による事業者選定の結果を踏まえ、広 域自治体事業を実施	40
	○クレオ大阪は市民密着型事業の拠 点施設として基礎自治体の機能を 担う。5館体制の集約化を図る	○5館体制の集約化(26年度)	・クレオ大阪において実施すべき基礎自治体としての事業内容を精査	○26年度以降の実務の円滑な推進に向けた制度設計及び条例 改正等を実施	
府立高校 市立高校	○新たな大都市制度移行時にあわせ て広域自治体に一元化	○広域自治体に一元化(27年度)	・「府立高等学校の将来像検討専門部会」(有識者会議)の審議結果を報告書 として公表 ・クリアすべき課題ごとの実務担当者チームを編成(9月)し、府市それ ぞれで現状把握を実施	○大阪府立・大阪市立高校すべてを対象とする再編整備の方針 を策定 ○移管に向けて個別課題(教育内容、財政面、組織、人員面) の方向性を決定。移管に向けた準備事務に着手	41
府立支援学校 市立特別支援 学校	○新たな大都市制度移行時にあわせ て広域自治体に一元化	○広域自治体に一元化(27年度)	・府市それぞれにおいて、新校整備完了(26年度末)に向けた準備事務を 実施 ・クリアすべき課題ごとの実務担当者チームを編成(9月)し、府市それ ぞれで現状把握を実施)	○移管に向けて個別課題(教育内容、財政面、組織、人員面) の方向性を決定。移管に向けた準備事務に着手 ○新校整備(H25.4開校) 府：摂津支援学校、とりかい高等支援学校 市：東住吉特別支援学校	42
府こころの健 康総合センター 市こころの健 康センター	○新たな大都市制度移行時に広域自 治体に一元化を図る	○両センターの統合(27年度)	・相談窓口業務についてホームページの統一化に関する協議 ・実務担当者会議を設置し、研修事業の25年度からの一元化に向けテーマ や実施方法について協議(10月～) ・救急医療運営委員会の一元化について協議(12月～)	○両センターの役割・連携協議 ・夜間救急診療業務、昼間診療業務など府市の事務分担を明 確化 ○両センターの機能分担の検討 ・救急医療運営委員会の一元化、救急医療体制の整備の検討 ○印刷物の共同発注や専門研修の一元化	43
府犬管理指導 所 市動物管理セン ター	○保健所設置市に設置義務があるこ とをふまえて、新たな大都市制度 移行時に基礎自治体が担う業務、 施設の管理運営方法を明確にする	○新たな大都市制度移行後の事 業・施設運営体制移行(27年度)	・「府市統合に向けた事業連携検討委員会」を設置し、犬ねこの譲渡や動物 愛護推進員活動の支援などの具体策を協議(8月～) ・動物取扱業及び特定動物飼養施設の取扱いについて、業務の位置づけを 協議(4回協議)	○事業連携 ・府市間で調整が終了した事案については、順次開始 (犬ねこの譲渡、動物愛護推進員研修会の開催等) ○施設の管理運営方法の検討 ・基礎自治体の運営形態(水平連携型、広域保持型)の精査	44

経営形態の見直し検討項目（A項目）

基本的方向性 工程表

下線部は、平成24年9月版からの変更箇所

A項目：地下鉄

基本的方向性		24年度の取組み		
<p>○ 上下一体での民営化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・持続可能な交通機能の確保、都市の成長戦略への貢献、府市の財政再建を目的とした改革を推進 ・民営化に向けた基本的な方針や計画の策定 ・合理化と同時に成長戦略も追求 ・交通関連事業（広告、流通、不動産等）の機会追求 ・広域化の視点から、民間鉄道事業者との連携を図りつつ、終発延長の実施や相互乗入の検討を進める <p>○ 当面の経営改善方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民営化前であっても取組みが可能な人件費、経費、投資等のコストの見直し、また、駅ナカ事業の展開をはじめとする顧客利便性や快適性の向上に取り組む 		<p>《24年度の取組み（詳細）》</p> <p>○ 民営化関連</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通局に民営化推進室を設置 ・広域的な都市交通ネットワークのあり方については、別途検討 ・<u>地下鉄事業民営化基本方針（素案）をもとに、議会での議論、市民・お客さまのご意見を踏まえて、地下鉄事業民営化基本方針（案）を策定（予定）</u> ・<u>大阪市高速鉄道及び中量軌道事業の廃止に関する条例案を上程（予定）</u> ・<u>終発延長の実施（予定）</u> <p>○ 当面の経営改善方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「地下鉄事業中期経営計画」における効率化施策の具体化 など 		<p>《これまでの進捗状況（平成24年12月現在の到達点）》</p> <p>○ 民営化関連</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民営化の課題の具体的解決方策の検討を行うため、交通局に民営化推進室を設置（8月） ・スケジュール案を検討、課題の洗い出しの着手（8月） ・<u>民営化の目的・意義・優位性、課題の具体的解決策やスケジュールなどをとりまとめた地下鉄事業民営化基本方針（素案）を策定（12月）</u> <p>○ 当面の経営改善方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民営化を前提とした健全化を推進するため、「地下鉄事業中期経営計画」を策定（7月）
		<p>《課題と解決方策（見通し）》</p>		
今後の取組み（工程）				備考
25年度（詳細）	26年度	27年度～		
<p>○ 民営化関連</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>民営化に関する業務の本格実施（デューデリジェンス等）</u> ・国その他の関係機関、金融機関との調整・交渉 ・民間鉄道事業者との調整を経て、第2次終発延長の実施 ・その他サービス向上策の順次実施 	<p>○ 民営化関連</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>民営化に関する業務の本格実施（デューデリジェンス等）</u> ・<u>国その他の関係機関、金融機関との調整・交渉</u> ・<u>民営化への移行準備（新会社の設立など）</u> ・料金値下げの実施 	<p>○ 民営化移行（新会社営業開始）</p>		

基本的方向性		24年度の取組み	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 地下鉄事業とは、完全分離して運営、かつ民営化 ○ 民営化に向けて、路線譲渡及び管理委託の拡大を図る <ul style="list-style-type: none"> ● 事業性のある路線（計 58 系統：乗車人員ベースで 81.2%） <ul style="list-style-type: none"> ・民間バス事業者並みのコストで採算を確保できる路線、鉄道に相当する役割を持つ路線等、可能な限り路線状況を考慮 ・財政支援を前提としない自立的経営により持続可能な輸送サービスを提供 ・その手法として、路線譲渡及び管理委託の拡大を推進 ● 地域サービス系路線（計 81 系統：赤バスを含み、乗車人員ベースで 18.8%） <ul style="list-style-type: none"> ・民間バス事業者並みのコストでも採算性の確保が困難な路線等 ・市の財政負担を考慮し、現在、運行している路線は、一旦廃止 ・廃止によって生じる空白地域については、今後、区長が、地域ニーズを勘案しながら、その必要性を踏まえ、運行について判断 ○ 当面の経営改善方策 <ul style="list-style-type: none"> ・民間バス事業者並みの給与水準への見直しや安全性の確保を前提とした車両更新周期の見直し等を図り、一刻も早く赤字体質の脱却をめざす 	<p>《24年度の取組み（詳細）》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 民営化関連 <ul style="list-style-type: none"> ・交通局に民営化推進室を設置 ・<u>バス事業民営化基本方針（素案）</u>をもとに、議会での議論、市民・お客さまのご意見を踏まえて、<u>バス事業民営化基本方針（案）</u>を策定（予定） ・<u>大阪市自動車運送事業の廃止に関する条例案</u>を上程（予定） ・<u>公募に向けた準備作業</u> ○ 当面の経営改善方策 <ul style="list-style-type: none"> ・「バス事業中期経営計画」における効率化施策の具体化 など 	<p>《これまでの進捗状況（平成 24 年 12 月現在の到達点）》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 民営化関連 <ul style="list-style-type: none"> ・民営化の課題の具体的解決方策の検討を行うため、交通局に民営化推進室を設置（8月） ・スケジュール案を検討、課題の洗い出しの着手（8月） ・<u>区長会が交通局に対し、地域サービス系路線の一般バス 41 路線について、平成 26 年 3 月末までの一年間、延長することを要請（9 月）</u> ・<u>民営化の目的・意義、課題の具体的解決策やスケジュールなどを取りまとめたバス事業民営化基本方針（素案）の策定（12 月）</u> ○ 当面の経営改善方策 <ul style="list-style-type: none"> ・資金不足を生じさせない自立した経営基盤を確保すべく、「バス事業中期経営計画」を策定（7月） 	
今後の取組み（工程）			備考
25年度（詳細）	26 年度～		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 民営化関連 <ul style="list-style-type: none"> ● 事業性のある路線、地域サービス系路線 <ul style="list-style-type: none"> ・<u>バス事業民営化基本方針に基づく具体的実務の実施</u> <ul style="list-style-type: none"> > <u>事業者の公募（4月）</u> > <u>事業者の決定（7月）</u> ・<u>区長会から要請のあった路線について、平成 25 年度の一年間は運行に必要な経費に対する財政措置がなされることを前提に交通局が運行</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 民営化関連 <ul style="list-style-type: none"> ● 事業性のある路線、地域サービス系路線 <ul style="list-style-type: none"> ・<u>民間バス事業者による運行</u> 		

A項目：水道

基本的方向性		24年度の取組み		
<p>●現在行われている市水道局と大阪広域水道企業団との統合協議を進める。</p> <p>●市水道局においては、合理化策や経営改善策を策定、実行する。</p>		<p>《24年度の取組み（詳細）》</p> <p>●引き続き市水道局と大阪広域水道企業団との統合協議を行う。</p> <p>・市水道局が企業団と統合するための条件を含め、府域一水道に向けた課題・統合条件について、大阪市を除く42市町村で整理した後、水道事業統合検討委員会や43市町村の首長会議で議論・検討していく。</p> <p>・市水道局と企業団の統合協議で懸案となっている、その他の課題（大阪市水道事業で発現する統合メリットを全市町村で共有化するための具体的手法や大阪市工業用水道事業の経営健全化策等）については、市水道局と企業団で一定の考え方を整理し、同検討委員会等で議論していく。</p> <p>● 2月中下旬：第4回水道事業統合検討委員会及び43市町村の首長会議（開催予定）</p> <p>3月：各市町村議会において、統合検討状況を報告（予定）</p>		<p>《これまでの進捗状況（平成24年12月現在の到達点）》</p> <p>●統合協議等</p> <p>◇4月～7月：中間とりまとめ案の作成</p> <p>◇8月10日：8市町代表の首長による第2回水道事業統合検討委員会を開催</p> <p>◇8月24日：府内全43市町村の首長会議を開催</p> <p>◇10月22日：第3回水道事業統合検討委員会を開催</p> <p>●市水道局の合理化策、経営改善策</p> <p>・職員の外郭団体への移管等によるスリム化案を策定し、検討中</p> <p>・給与水準の見直し（技能職員▲5.3%、事務・技術職員▲1.8%（平均改定率））</p>
		<p>《課題と解決方策（見通し）》</p> <p>●統合協議</p> <p>・企業団が示した統合条件が、府内42市町村も同じ立場に立って考えたものなのか、大阪市長から疑問が示された。</p> <p>・府内42市町村がそれぞれ行っている水道事業も含めて統合する「府域一水道」についての考え方等を各市町村が明確にする必要があり、継続協議をする。</p>		
今後の取組み（工程）				備考
25年度（詳細）	26年度	27年度		
<p>●引き続き市水道局と大阪広域水道企業団との統合協議を進め、各市町村議会に関連議案を提出する。</p> <p>●市水道局の合理化策や経営改善策について、引き続き検討を行う。</p>	統合協議中のため未定	統合協議中のため未定		

A項目：一般廃棄物

基本的方向性		24年度の取組み				
<p>○ ごみ収集輸送事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 受皿組織設立時に現業職員を移管し、非公務員化を図る。 その後、業者育成を図りつつ民間委託も拡大し、5～10年程度で完全民間化（市場開放・競争化）を図る。 <p>○ ごみ焼却処理事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ごみ量の推移に基づき、工場稼働体制を見直し、民間運営や民間委託を推進する。（9工場体制から6工場稼働体制へ） 今後の焼却工場の建設にあたっては民間企業の参画を得るDBO方式（※）等を活用。 （※）DBO方式：公共が資金調達を行い、民間事業者が施設を設計・建設及び契約で定められた期間中、維持管理・運営等をする方式。 当面、府域における「広域化計画」に沿ったブロック単位（大阪ブロック＝大阪市、八尾市、松原市）で、ごみ処理体制（一部事務組合）を構築する。 	<p>＜24年度の取組み（詳細）＞</p> <p>○ ごみ収集輸送事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 「家庭系ごみ収集輸送事業の経営形態に係るプロジェクトチーム（以下、PT）」を設置するとともに、民間企業経営や労働法規等法律問題の専門家にも外部アドバイザーとしてご参画いただき、意見や助言を求める。 検討を進めるにあたっては、潜在的な市場参加者に対して、事前に意見や提案を求めるなど対話を通じた市場調査手法である「マーケット・サウンディング」を実施し、平成24年12月にその結果を取りまとめ。 平成25年1月に「経営形態の変更に係る方針（素案）」を取りまとめ。 市会での議論等を経たうえで、平成25年3月中に「経営形態の変更に係る方針」の決定。 円滑な身分移管のため、人事制度、分限処分、退職金加算などについて、人事室と協議を行っている。 <p>○ ごみ焼却処理事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 八尾市、松原市と協議を進め、一部事務組合設立にあたっての具体的な課題を検討する。課題を整理し、基本的な考え方を合意した上で、各市で構成する設立準備委員会を設置する。 <p>＜主な検討課題＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業に関わる事項 … 一部事務組合で共同処理する事業の範囲、対象とする区域とごみの種類、焼却工場の整備・配置計画 等 組織に関する事項 … 事業規模に見合った職員の配置、勤務条件や身分移管の方法、議会の議員定数 等 経費に関する事項 … 各構成市の負担金の支弁割合 等 <ul style="list-style-type: none"> 森之宮工場停止 	<p>＜これまでの進捗状況（平成24年12月現在の到達点）＞</p> <p>○ ごみ収集輸送事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 8月～12月にPT会議を10回開催し、「マーケット・サウンディング」を実施するなど議論・検討を進めた。 「経営形態の変更に係る方針（素案）」において、民間出資の新会社（株式会社）を設立すること、新会社の設立主体となる事業者を公募・選定すること、本市現業職員の受け入れを前提とすること、新会社との間で5年間は業務委託契約（5年経過後は完全民間開放による競争入札）を行うことなどを取りまとめた。 <p>○ ごみ焼却処理事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 8月9日に「ごみ処理広域化大阪ブロック会議」を開催し、八尾市、松原市に対して、本市の基本方針を説明し、一部事務組合設立に向けた主な検討課題（左記のとおり）を示して、協議（6回開催）を進めてきた。 12月27日に、3市の担当部局で「平成26年7月を目途に一部事務組合を設立すること」「平成25年度に予算を確保した上で、一部事務組合の事業開始に必要な準備を行うこと」などの内容について確認書を締結した。 	<p>＜課題と解決方策（見通し）＞</p>			
				<p>今後の取組み（工程）</p>		
<p>25年度（詳細）</p> <p>○ ごみ収集輸送事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 新会社の設立主体となる事業者の公募に向けた具体的な制度設計の実施（間接部門を含む組織体制、委託額等に係るモデルを設定してのコスト分析、環境事業センター等に係る資産調査等の実施） 平成25年11月頃を目処に公募を開始し、平成26年2月頃を目処に事業者を選定 <p>○ ごみ焼却処理事業</p> <p>設立準備委員会の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> 一部事務組合の詳細を協議（組合議会、組合組織、勤務条件等） 平成25年9月頃までに規約案や条例案の作成 設立申請等の手続き 等 	<p>26年度</p> <p>○ ごみ収集輸送事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 新会社の設立及び現業職員の移管（非公務員化）、以降、当該新会社による家庭系ごみ収集輸送事業の遂行 <p>○ ごみ焼却処理事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 一部事務組合へ移行 大正工場停止 	<p>27年度</p> <p>○ ごみ収集輸送事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、新会社による家庭系ごみ収集輸送事業の遂行 <p>○ ごみ焼却処理事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 住之江工場停止 → 6工場稼働体制へ 新たな大都市制度に応じ、一部事務組合の組織改変 				

A項目：消防

基本的方向性		24年度の取組み				
<p>○法制度での対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たな大都市制度に見合った消防組織に関する制度の創設 西日本の拠点として必要な機能（ハイパーレスキュー等）充実のための行財政制度の創設 各消防業務の適正規模確保のための制度の整備 <p>○現行制度内での一元化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 府、大阪市の消防学校の組織統合 大規模・特殊災害対応における消防部隊の効果的な運用や指揮系統の明確化 <p>○通常消防力の最適化の促進（水平連携の強化）</p> <ul style="list-style-type: none"> 府内消防本部の組合化や水平連携の支援 		<p>《24年度の取組み（詳細）》</p> <p>○現行制度内での一元化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 府、大阪市の消防学校の組織統合 <ul style="list-style-type: none"> ▶統合カリキュラム等の検討 ▶統合形態等の検討 大規模災害時等における知事の指揮系統の明確化 <p>○通常消防力の最適化の促進（水平連携の強化）</p> <ul style="list-style-type: none"> 府内消防本部の組合化や水平連携の支援 <ul style="list-style-type: none"> ▶泉州南消防組合（一部事務組合）の設立許可等調整 ▶指令共同運用の検討 		<p>《これまでの進捗状況（平成24年12月現在の到達点）》</p> <p>○現行制度内での一元化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 府、大阪市の消防学校の組織統合 <ul style="list-style-type: none"> ▶府立消防学校で初任教育を一本化し、大阪市消防学校は「消防訓練センター」としての活用を決定（第17回統合本部会議） ▶大阪府下消防長会を通じて新たな消防学校教育のカリキュラム案を作成 ▶教育訓練等の実施内容及び実施手法（教官配置等）の調整（府・市消防学校による「府立消防学校実運用PT」を設置） <p>○通常消防力の最適化の促進（水平連携の強化）</p> <ul style="list-style-type: none"> 府内消防本部の組合化や水平連携の支援 <ul style="list-style-type: none"> ▶泉州南消防組合（一部事務組合）の設立（H25.4業務開始） ▶指令共同運用の検討 ▶他ブロックへの水平連携の働きかけ等（大東市・四條畷市、能勢町・豊中市ほか） ▶府内消防本部間の連携による共同取組みを実施（スマートフォンを活用した救急患者の搬送支援システムの府内展開など） <p>《課題と解決策（見通し）》</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶地域での水平連携検討が進むよう、消防常備化や小規模消防の適正規模化のための補助金等の支援措置について国に要望 		
今後の取組み（工程）						
25年度（詳細）		26年度	27年度	備考		
<p>＜機能ごとの適正規模＞</p> <p>＜全国域＞</p> <p>救助（ハイパーレスキュー隊）（あり方や運営方法等の検討）</p> <ul style="list-style-type: none"> 制度化働きかけ 		<ul style="list-style-type: none"> 制度化働きかけ 	<p>新たな大都市にふさわしい消防の姿を目指して「新たな大都市に応じた消防制度（法整備等）」を確立</p>	<p>参考</p> <p>○通常消防力の最適化の促進（水平連携の強化）</p> <ul style="list-style-type: none"> 府内消防本部の組合化や水平連携の支援 <ul style="list-style-type: none"> ▶H25 泉州南消防組合業務開始 ▶H26 大東市・四條畷市消防組合業務開始 ▶H27 非常備消防の常備化 ▶H27～28 3エリアで指令共同運用開始 		
<p>＜府内全域（広域）＞</p> <p>教育・訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> 府・大阪市消防学校の一体的運用 		<ul style="list-style-type: none"> 府・大阪市消防学校の組織統合（H26.4～） 	<p>（新たな大都市にふさわしい消防の姿）</p> <ul style="list-style-type: none"> 西日本の拠点としてふさわしい消防力の確保 大規模災害への的確な対応 消防力の最適規模化を通じた業務の効率化 			
<p>＜広域～中域＞</p> <p>通信指令</p> <p>（市町村消防の取組みを踏まえながら、中域以上で共同運用の促進）</p> <ul style="list-style-type: none"> ブロックで共同運用 		<ul style="list-style-type: none"> ブロックで共同運用 				
<p>＜概ね人口30万人（中域）＞</p> <p>通常消防業務</p> <p>組織</p> <p>（中域以上での実行規模の確保）</p> <p>ブロックで広域化</p> <ul style="list-style-type: none"> コア消防への委託 		<ul style="list-style-type: none"> ブロックで広域化 コア消防への委託 				

基本的方向性	24年度の取組み			備考
<p>■住吉市民病院の小児・周産期医療の機能を府立急性期・総合医療センターへ機能統合する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 機能統合により、ハイリスク分娩や小児救急体制を強化 助産師学院は、府内の助産師の需給状況等をふまえて廃止 <p>■新たな大都市制度移行時には、地方独立行政法人大阪病院機構（仮称）を設立し、府市の病院を一体的に運営する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 制度移行前における新法人への統合には法改正が必要となるため、法改正の動きと並行して、府市それぞれで非公務員型地方独立行政法人への移行を進める <p>■府域全体の医療資源の有効活用（⇒今後の検討課題）</p>	<p>＜24年度の取組み（詳細）＞</p> <p>■急性期・総合医療センター新棟について</p> <ul style="list-style-type: none"> 基本構想・基本計画の策定 <ul style="list-style-type: none"> 市南部の小児・周産期医療を確保する観点から、府市双方の医療の専門家や大学関係者などによるWG（「周産期診療機能WG」、「小児科診療機能WG」及び「人材育成・確保WG」）を立ち上げ、それぞれの専門分野で診療機能のあり方や整備内容について検討 府市の財政負担スキームの決定 <ul style="list-style-type: none"> 府市共同で事業を実施する観点から、イニシャル及びランニングコストとも財政負担は府市で折半 資産は府市で共有（1：1） 府立病院機構の中期目標・中期計画の変更（H25.2府議会に提案予定） 市民病院事業の設置等に関する条例の一部改正（住吉市民病院の廃止）及び市立助産師養成施設条例の廃止（H25.2市議会に提案予定） <p>■府市病院の経営統合について</p> <ul style="list-style-type: none"> 法的課題等の整理 府市病院双方において、非公務員型の地独法化に向けた手続きや法的課題について精査 府市統合にあたって必要な事務処理を適切・適時に実施するため、カウンターパート間で現状における運営上の課題を抽出し検討 <p>■府域全体の医療資源の有効活用について</p> <ul style="list-style-type: none"> 大阪における医療資源等を活用し、府民・市民への医療・健康づくりサービスの向上と関連産業振興方策等を検討するため、府市共同運営による附属機関として「大阪府市医療戦略会議」が設置されることが決定（H25.2府・市議会に条例案として提案予定） 	<p>＜これまでの進捗状況（平成24年12月現在の到達点）＞</p> <p>■急性期・総合医療センター新棟</p> <ul style="list-style-type: none"> 7月：府市共同の医療専門家などで構成する検討体制の立上げ 8月：「周産期診療機能WG」「小児科診療機能WG」の会議を開催。 9月：府市統合本部会議において、プランのとりまとめを急性期・総合医療C院長のマネジメントのもとに進めることとし、住吉市民病院が現在果たしている小児・周産期の地域医療を今後も継続して担うことを確認 11月：新棟の基本計画原案を策定。名称を「（大阪府市共同住吉母子医療センター（仮称）」（以下「住吉母子医療センター（仮称）」と表記）」とする <p>引き続き、住吉母子医療センター（仮称）基本計画（案）を策定中</p> <p>■府市病院の経営統合</p> <ul style="list-style-type: none"> 7月下旬～：府市のカウンターパート間で、現状における運営面、財政負担の課題を抽出し、検討 10月：市民病院独法化に向け、ノウハウを持つ外部コンサルタントと移行支援業務委託契約を締結 	<p>＜課題と解決策（見通し）＞</p> <p>■住吉母子医療センター（仮称）の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 住吉市民病院の近隣住民に対する住吉母子医療センター（仮称）へのアクセス確保について、機能統合・集約化される他の施設と同様、適切なバス運行経路の確保など、大阪市全体として配慮が必要 住吉母子医療センター（仮称）を設置することに対し、区長を窓口として地元住民などの意見を聞き、さらに地元の理解を深めていくことが必要 以下の点に対して、府市間の確認および整理が必要 <ul style="list-style-type: none"> 起債確保の方法（資産共有のあり方を含む） イニシャルコストの精査 ランニングコスト（住吉母子医療センター（仮称）部分の収支算定等）の精査と負担の考え方 <p>■府立病院機構の非公務員型への移行</p> <ul style="list-style-type: none"> 第180回通常国会に提案されていた公務員型の地方独立行政法人を非公務員型へ移行させるための改正法案が、国会が解散されたことにより廃案となったため、引き続き国に対し法案再提出の働きかけを行う。（法改正後には、定款変更などの手続きが必要） <p>■法人統合にかかる課題（地方独立行政法人制度の改正）</p> <ul style="list-style-type: none"> 国に対し法改正に向けた働きかけ（要望）を行う 	
今後の取組み（工程）			備考	
25年度（詳細）	26年度	27年度	<p>・府市双方の病院で調整が可能な項目は、経営統合前に府市間で統一が図られるよう、作業を進める。</p>	
<p>■住吉母子医療センター（仮称）の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 基本設計、実施設計及び付帯工事等 <p>■府市病院の経営統合</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民病院独法化に向けた定款及び中期目標・中期計画等の策定 <p>■府域全体の医療資源の有効活用</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後、府市両議会の承認を得て設置する「大阪府市医療戦略会議」の検討状況を参考にしながら、公立病院の広域医療・地域医療のあり方について検討予定 	<p>■住吉母子医療センター（仮称）の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 建設に着手 <p>■府市病院の経営統合</p> <ul style="list-style-type: none"> 公務員型地方独立行政法人である府立病院機構を非公務員型に移行（要法改正） 地方公営企業法全部適用である市民病院を地方独立行政法人（非公務員型）に移行 <p>■府域全体の医療資源の有効活用</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後、府市両議会の承認を得て設置する「大阪府市医療戦略会議」の検討結果を踏まえ、医療資源の有効活用を図る 	<p>■住吉母子医療センター（仮称）の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 竣工（H28年度供用開始予定） <p>■府市病院の経営統合</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たな大都市制度のもと、府市病院の地方独立行政法人を統合 <p>■府域全体の医療資源の有効活用</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後、府市両議会の承認を得て設置する「大阪府市医療戦略会議」の検討結果を踏まえ、医療資源の有効活用を図る 		

A項目：弘濟院

基本的方向性		24年度の取組み			
<p>① 附属病院 直営廃止、民間移譲 老朽化しており、28年度以後の建物供用が不可能</p> <p>② 第1特養 指定管理期間満了（26年度末）後 民間移譲を検討</p> <p>③ 第2特養 直営廃止、民間移譲</p> <p>④ 養護老人ホーム 既に廃止決定（27年度末）</p> <p>● 認知症をはじめとする高齢者の医療・福祉の拠点を民間の運営主体により整備する観点から、少なくとも現利用者に必要なサービスを継続して提供すること等、必要な条件を付して公募により企画提案を受けるプロポーザル方式により運営主体を選考する。</p> <p>● 土地の活用については、基本的な必要コンセプトを満たすものであれば、柔軟な活用を認めるなど、できるだけ柔軟な運営形態による経営収支の改善や土地の有効活用を図ることとする。</p>		<p>《24年度の取組み（詳細）》</p> <p>① 関係各方面への説明・情報収集、事前協議 （吹田市役所、地元連合町会、医師会、指定管理者、<u>大阪府、近畿厚生局</u>他）</p> <p>② 開発イメージの仕様サンプリング、サンプルデザインのプランニング <u>市場調査（デベロッパー・医療法人・社会福祉法人 他）</u></p> <p>③ プロポーザル公募条件の策定、土地売買契約条項の策定（特約条項の設定） 継承すべき認知症等高齢者医療福祉機能に関する条件 土地の売却・大規模再開発に関する条件</p> <p>④ 土地の基礎調査、処分方法の決定 測量、境界確定、売却エリア決定、面積確定、物件調書作成 <u>土壤汚染調査</u></p> <p>⑤ 運営体（開発事業者・運営事業者）の選定委員会の設置、開催</p>		<p>《これまでの進捗状況（平成24年12月現在の到達点）》 ※番号は左と同じ</p> <p>① 吹田市関係各部署への説明・情報収集のうえ、事前協議を重ねている 地元連合町会長等への説明を実施、全体説明会を開催 指定管理者との間で、第1特養の民営化に関する協議を重ねている</p> <p>② <u>コンサルティング業務委託契約を締結。市場調査に着手。</u> サンプルデザインの作成、該当デベロッパー等の有無、スケジュールの是非、公募条件内容、プロポーザル成立の可能性等について検討を重ねている</p> <p>③ 医療介護機能面については②で検討中 土地の売却面、再開発協議・環境影響評価面については、本市契約管財局・吹田市と協議中</p> <p>④ 土地調査（測量・境界確定・<u>土壤汚染調査計画策定</u>）を進めている</p> <p>《課題と解決方策（見通し）》</p> <p>○ 売却エリアについて、グラウンドをこども青少年局が所管替え希望</p> <p>○ 土地の基礎調査に所要1年、プロポーザル実施との並行処理による</p>	
今後の取組み（工程）			備考		
25年度（詳細）	26年度	27年度	<p>○ 吹田市との開発協議、環境影響評価に要する期間は開発内容による 開発許可後、建築確認申請手続きを経て、設計・建設工事となる</p> <p>○ 弘濟院敷地内にある吹田市所有地（市道・里道・下水道敷）の所有権移転 移転方法について、吹田市及び本市契約管財局と検討・協議中（移転の方法によっては、吹田市所有地の買取義務が生じる）</p> <p>○ 新たな開発計画との整合性を踏まえ、既開発許可（H14年）の取り下げ手続きが必要</p> <p>○ 第1・2特養施設の売却に伴う起債一括償還、国庫補助金返還が必要</p>		
<p>a プロポーザル公募の準備・実施</p> <p>b 土地の基礎調査を継続、仕様内容を確定</p> <p>c 土地の処分に関する評価鑑定、評価審議会、財産運用委員会の開催、案件審議</p> <p>d 企画提案審査の実施 選定委員会の開催、企画提案審査合格者の選定</p> <p>e 吹田市所有地の所有権移転</p> <p>f 弘濟院所管以外の土地の所管替え</p> <p>g 価格提案審査の実施 開発事業者、運営事業者、売却価格の決定 契約、売却代金の納付、所有権移転、登記</p> <p>h 大規模開発協議・環境影響評価、地元協議、調整</p> <p>i 起債一括償還手続き、国庫補助一部償還手続き</p>	<p>j 大規模開発協議・環境影響評価、地元協議、調整</p> <p>k 開発事業者、運営事業者との協議、調整 建設スケジュール、第1特養の運営方法等 患者・入所者の引き継ぎ</p> <p>l 条例廃止手続き</p> <p>m 現病院の廃止手続き、新病院の開設手続き 第1・2特養の開発者変更手続き （若しくは、現施設の廃止・新施設の開設） 養護老人ホームの廃止手続き</p> <p>n 新築施設の設計、建築工事着手 供用廃止予定施設の解体にかかる設計</p> <p>o 土地売却後、継続事業にかかる土地使用承認手続</p>	<p>p 第1特養：指定管理の満了（26年度末） 民設民営化</p> <p>q 養護老人ホームの廃止予定（27年度末）</p> <p>r 入院・外来患者、診療情報の引き継ぎ</p> <p>s 特養入所者、入所申込者、介護ケア情報の引き継ぎ</p> <p>t 供用廃止施設の解体撤去工事</p>			

基本的方向性		24年度の取組み			
<p>大阪湾諸港の港湾管理の一元化の第一ステップとして、物流に特化し、また機動的・柔軟なサービスの提供が可能な「新港務局」により、府市の港湾管理者の統合（大阪港・堺泉北港・阪南港）を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「新港務局」設立には、以下の制度改正が必要不可欠である。 <ul style="list-style-type: none"> ・物流に特化した組織形態とするための海岸法などの改正等 ・安定した経営基盤を維持するための地方税法の改正等 ●「新港務局」の経営基盤を確立させるためには、財産・債務の整理が必要である。 ●「新港務局」の体制を検討するとともに、設立に伴う人員の配置の見直しについては、府市の各部署など全庁的に取組む必要がある。 ●「新港務局」に引き継がない物流以外の業務については、引き続き府市の各部署など（地方公共団体）で、より効率的な執行体制の構築を行い、実施する。 		<p>《24年度取組み（詳細）》</p> <p>○法制度改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府市共同提案の作成→国への制度提案（秋） ・知事・市長による要請 <p>○「新港務局」制度の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・債務・人員の整理 ・新組織設立に向けた準備等（事務局組織、委員の選任、財産の確定、会計など） ・国交省、総務省、その他関係省庁及び沿岸市町等との調整 <p>○物流以外の業務（海岸事業など）を行う執行体制の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・物流以外の業務の整理 ・債務・人員の整理 <p>[体制]</p> <p>○府市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・TFによる協議体制の継続 ・課題ごとの府市担当による協議 ・府市各々の専任体制による共同作業チーム設置（平成25年度）に向けた調整 <p>○府内部、市内部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・局内横断的な検討チームを結成し、対応 		<p>《これまでの進捗状況（平成24年12月現在の到達点）》</p> <p>○法制度改正</p> <p>府市共同で、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要な関連法令の洗い出し及び改正案の作成 ・国土交通省港湾局・近畿地方整備局と協議（8・9・10・11月・1月） <p>○「新港務局」制度の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新港務局設立に必要な財産整理・評価に関する検討 ・事業整理に関する検討 ・新港務局設立に必要な予算の整理 	<p>《課題と解決方策（見通し）》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在の港湾法では、一港湾一港務局を前提としており、大阪港・堺泉北港・阪南港の3つの港湾区域を管理する港務局は設立できない。 ・新港務局への移行にあたって、制度（権利・義務や財産など）や事業（一般車両や一般市民の利用にも供している道路や緑地など）の整理が必要。 <p>→基本的方向性で示した制度改正（海岸法、地方税法など）と合わせて港湾法の改正を提案</p>
今後の取組み（工程）			備考		
25年度（詳細）	26年度	27年度以降		<p>※25年度中の法制度改正は、最速のスケジュールであり、このためには、国の理解と積極的かつ迅速な対応が不可欠</p>	
<p>○法制度改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法改正協議（関係省庁）→所要の法制度改正（※） <p>○「新港務局」制度の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・債務・人員の整理 ・新組織設立に向けた準備等（事務局組織、システム検討、委員の選任、財産の確定、会計など） ・国交省、総務省ほか関係省庁及び沿岸市町等との調整 <p>○物流以外の業務を行う執行体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・物流以外の業務の整理 ・債務・人員の整理 	<p>○「新港務局」の設立手続き</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定款・条例改廃・補正予算等の議決 ・沿岸市町の意見 ・国土交通大臣の同意 <p>○物流以外の業務を行う執行体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移行先との協議・調整 <p>[平成26年度第4四半期]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新港務局設立[府市統合]及び業務開始 ・物流以外の業務を行う部局により引き続き業務実施 	<p>○港湾区域統合[大阪港・堺泉北港・阪南港]</p> <p>○大阪湾港務局設立[4港湾管理者一元化]</p>			

A項目：大学

基本的方向性		24年度の取組み			
<p>●今後の大阪の成長に貢献する公立大学のあり方について、外部有識者からの意見も踏まえ将来ビジョンを策定し、学部再編など新たな大学づくりに向けて改革を推進。 →外部有識者からなる「新大学構想会議」で審議</p> <p>●市大改革の推進、府大改革の着実な実施 →市大経営審議会において、法人ガバナンス強化等改革を審議</p> <p>●法人統合に向けた組織改革の推進 →府・市・両大学法人で構成する新大学タスクフォースで検討、実施 →地独法改正を踏まえた法人統合をめざす</p>		<p>《24年度の取組み（詳細）》</p> <p>①新大学のあり方検討・「ビジョン策定」 ～12月：新大学構想会議で「新大学構想＜提言＞」（案）を議論 ～1月：「新大学構想＜提言＞」をとりまとめるうえ、府市に提出 ～3月：「新大学構想＜提言＞」について大学法人へ意見聴取するとともに、議会での議論を経て「新大学ビジョン」（案）の4月策定に向け検討 順次：両大学において、現段階で実施できる連携事業の検討</p> <p>②法人統合に向けた組織改革 ～12月：法人統合に向けた法改正等の検討 ～3月：法人統合に向けた法人組織・体制の課題抽出、法改正要望</p> <p>③大学改革 ～7月：市大法人ガバナンス強化に向けた制度構築 8月以降：市大法人ガバナンス改革を順次実施 業務点検調査の実施、法人事務部門のPDCAサイクルの確立</p>		<p>《これまでの進捗状況（平成24年12月現在の到達点）》</p> <p>①新大学のあり方検討・「ビジョン策定」 ・両大学の各学部・学域ヒアリングを実施 ・他大学事例等の研究 ・公立としての戦略的投資分野の検討（教育分野、社会人実務家養成など） ・経済界（大阪商工会議所）との意見交換を実施 ・「新大学構想＜提言＞」（案）を1月のとりまとめに向け議論</p> <p>②法人統合に向けた組織改革 ・法人統合に向けた具体的な手続きにかかる制度上の課題抽出 ・法改正に向けた国（総務省・文部科学省）との意見交換</p> <p>③大学改革 ・業務点検調査に活用するための学内アンケートを実施 ・学長直轄組織の市大PTによる学内ヒアリングを実施し改革案を策定 ・市大人事委員会の設置（規程整備）</p> <p>《課題と解決方策（見通し）》 法人統合にかかる課題 地方独立行政法人制度の改正（既存地独の統合を想定した規定の整備） ⇒ 国への働きかけ（要望）を行う</p>	
今後の取組み（工程）			備考		
25年度（詳細）	26年度	27年度	※28年度新大学スタート		
<p>①新大学のあり方検討 ・府市において、提言に基づく新大学ビジョン（案）を策定し、パブリックコメントを実施 ・新大学ビジョン（案）を踏まえた具体的な「新大学案」を新大学タスクフォースで検討、作成 ・両大学において、現段階で実施できる連携事業の本格的実施</p> <p>②法人統合に向けた組織改革 ・理事長、学長分離に向けた定款変更 ・法人事務局の共同推進体制に係る事前準備</p>	<p>①新大学のあり方検討 ・大学統合に向けた国（文部科学省）との事前協議 ・新大学における学部編成等の受験生への周知</p> <p>②法人統合に向けた組織改革 組織の実質統合 ・理事長、学長を分離し、理事長を一本化 ・法人事務局の統合（事務局集約化） ・統合後の新法人に係る中期目標策定</p>	<p>①新大学のあり方検討 ・国（文部科学省）への大学統合認可申請 ・新大学に係る学生募集</p> <p>②法人統合に向けた組織改革 ・新たな大都市制度の実現に伴い、両法人を統合</p>			

A項目：公営住宅

基本的方向性		24 年度の取組み		
<p>○公営住宅等に関する政策決定は、住民生活を身近で支える基礎自治体が担うことが望ましく、まちづくりや効率性の観点からも管理・運営の一元化が望ましいため、大阪市内の府営住宅を大阪市内に移管</p> <p>〈移管に向けた主な調整事項等〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 移管スキーム等の調整（財産の移管条件、入居要件など） 府営住宅にかかる各種情報の整理 管理システムの再構築※1 事業着手済団地の取扱い（建替え、耐震改修など） 府営住宅・市営住宅の間で異なる運用面の調整※2 <p>※1 府営住宅の移管や新たな大都市制度への移行、指定管理者の導入等に対応するため必須</p> <p>※2 家賃算定等の府市で異なる管理制度については、移管後は市の方式を適用する方向</p>		<p>≪24 年度の取組み（詳細）≫</p> <p>【府市協議】</p> <ul style="list-style-type: none"> 移管条件の協議・調整 府市の制度相違への対応検討 移管スキームの策定 <p>【各種調査、データ整理、システム再構築】</p> <ul style="list-style-type: none"> 移管対象財産の現況調査（土地、建物、修繕調査）【～平成 25 年度】 残債算定・家賃収入の試算 土地・建物の資産価値の把握 市営住宅管理システムの再構築（基本計画） <p>【入居者対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> 入居者への移管検討状況の周知 		<p>≪これまでの進捗状況（平成 24 年 12 月現在の到達点）≫</p> <p>【府市協議】</p> <ul style="list-style-type: none"> 移管条件の協議・調整及び移管スキームの策定 については、入居者の負担、住民の負担、円滑な事務などの観点を踏まえて検討・協議中 府市の制度相違への対応検討は、市の方式を適用する方向で調整中 <p>【各種調査、データ整理、システム再構築】</p> <ul style="list-style-type: none"> 移管にあたって必要な府営住宅の各種資料を整理・作成し、府市の担当部署間で内容の確認や協議を実施 市営住宅事業財務諸表を概成 事業収支シミュレーションの作成に着手 市営住宅管理システムの再構築に係る基本計画の策定（11 月から計画策定業務の委託を開始） 都営住宅の移管について、東京都及び特別区にヒアリングを実施 <p>【入居者対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> 9月ふれあいだより（府営住宅の入居者への配布冊子）で周知
		<p>≪課題と解決方策（見通し）≫</p>		
今後の取組み（工程）				備考
25年度（詳細）	26 年度	27 年度		<p>・現況調査やデータ移行等に係る期間の短縮に取り組み、可能な限り早期移管に努める</p>
<p>【府市協議】</p> <ul style="list-style-type: none"> まちづくり協議（管理方針、まちづくり計画） 移管要綱※3の検討、案の作成 <p>【各種調査、データ整理、システム再構築】</p> <ul style="list-style-type: none"> 移管対象財産の現況調査【継続】 府営住宅情報（財産・入居者）の整理・市への移行【～平成 26 年度】 市営住宅管理システムの再構築（設計・開発） <p>【各種手続き】</p> <ul style="list-style-type: none"> 財産移管にかかる府・市の庁内手続※4 <p>【入居者対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> 入居者への説明【～平成 26 年度】 <p>※3 移管に係る府市の役割分担、手順、手続などを定めたもの</p> <p>※4 財政部局等の関係部局との調整など</p>	<p>【府市協議】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定管理者契約の継続にかかる府・市・指定管理者の三者協議 移管要綱の策定 <p>【各種調査、データ整理、システム再構築】</p> <ul style="list-style-type: none"> 府営住宅情報（財産・入居者）の整理・市への移行【継続】 市営住宅管理システムの再構築（設計・開発・データ入力）【継続】 <p>【各種手続き】</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業主体変更承認手続き（国との協議） 財産移管にかかる議会の議決 移転登記 <p>【入居者対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> 入居者への説明【継続】 	<p>・市内の府営住宅の移管</p>		

A項目：文化施設

基本的方向性		24年度の取組み		
<p>●美術館（東洋陶磁含む）、博物館（近つ飛鳥、弥生文化、大阪歴史、自然史、大阪城天守閣）、科学館、動物園の府市による一体運営の可能性と、運営手法に適した経営形態については、それぞれの施設の特長や機能を踏まえ、最適な形態について引き続き検討する。</p> <p>●経営形態については、法的課題があるため、現行の指定管理と地方独立行政法人化の両形態を軸に検討する。</p> <p>●B項目で検討している、大阪府文化財センター及び大阪市博物館協会の「発掘調査業務」については、博物館業務との相乗効果を検討するとともに、博物館施設の最適な経営形態を引き続き検討する中で、①博物館業務と同一法人、②博物館業務と別法人の2案を軸に整理を図る。</p>		<p>《24年度の取組み（詳細）》</p> <ul style="list-style-type: none"> u 一体運営の範囲と経営形態の選択肢について、メリット・デメリットを抽出し、課題を整理 u 他施設とのベンチマークや先進取組みの研究などを踏まえ、施設・法人の経営合理化を検討 <p>《検討の結果（年度内の目標）》</p> <ul style="list-style-type: none"> u 経営形態については、次のような視点のもと、自立的・戦略的経営が期待できる、「地方独立行政法人」を目指す <ul style="list-style-type: none"> ○ 運営形態の変更による効果を最大限に発揮し、大阪の歴史・文化を強力に発信できる経営基盤の確立 ○ 制度の特性を活かしたサービス改善、専門人材やコンテンツの充実等の施設魅力向上による集客力の増進 ○ 効率性向上、業務改善、透明性の確保等の経営改善による公費負担の抑制 u 一体運営の対象施設は、次の府3施設、市6施設とする 府：近つ飛鳥博物館（風土記の丘含む）、弥生文化博物館、日本民家集落博物館 市：美術館、東洋陶磁美術館、大阪歴史博物館、自然史博物館、大阪城天守閣、科学館 u 動物園は、当面、改善課題の抽出及び対応策の検討を行う。課題への対応が進み、公園を含む整備の全体像が見えた時点を目途に、経営形態を改めて検討 u 上記を踏まえ、独法化に向けた工程の策定や経営目標の具体化、設立団体の整理及び、国を始めとする関係者と調整・協議を進め、基本的方向性を確定させる 		<p>《これまでの進捗状況（平成24年12月現在の到達点）》</p> <p>《分析・評価》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府市施設の事業分析（施設分野ごとのベンチマーク等） ・他都市の状況や経営形態別の運営状況比較 ・上記分析を踏まえ、地方独立行政法人と指定管理者制度（公益財団法人）とのメリット、デメリットを整理 ・発掘調査業務と博物館との連携整理 <p>《視察・調査》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他都市（東京都・横浜市）の博物館・動物園の運営実態の現地調査 ・府市の対象施設等現地視察や関係者インタビュー <p>《課題と解決策（見通し）》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方独立行政法人化を実現可能とする政令改正 ・指定管理契約を中途解除する場合、解約手続きが必要
		<p>今後の取組み（工程）</p>		
25年度（詳細）	26年度	27年度		
<p>1. 制度設計</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価委員会の設置準備 <p>2. 条例等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定款案の作成 ・評価委員会設置条例の改正案 ・財産運用委員会の審議 <p>3. 移行・継承準備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地・建物の測量・登記 ・館藏品等や資産等の調査 <p>4. 議会（3月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人定款の議決 ・大阪市地方独立行政法人評価委員会条例の改正 	<p>1. 目標等の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期目標案 ・業務方法書案 <p>2. 評価委員会の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期目標の審議 <p>3. 移行・継承準備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財務会計システムの構築 ・出資財産の決定 ・債権整理（譲渡手続き） <p>4. 新法人設立申請（総務省）</p> <p>5. 議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出資の議決 ・中期目標の議決 ・関係条例の改廃 <p>6. 現行法人解散手続き</p>	<p>4月 新法人設立</p>	<p>※府市の指定管理期間の終期 府）平成27年度末、市）平成25年度末</p>	

基本的方向性		24 年度の取組み		
<p>○府市4市場は、それぞれが経営効率化を進める。</p> <p>○府市場は経営効率化及び市場の活性化を目指し24年4月に導入した指定管理者制度の効果検証を行う。</p> <p>○市市場（本場、東部）においても効率化に資するため、指定管理者制度に移行する。</p> <p>○南港市場については、引き続き検討する。</p> <p>○府市4市場での連携により情報発信等の共通実施による事業効果を追求し、さらに事務の効率化もあわせて進めていく。</p>		<p>《24 年度の取組み（詳細）》</p> <p>○府市場においては、指定管理者からの事業報告及び外部委員による評価により指定管理者制度の効果検証を行う。</p> <p>○市市場（本場・東部）における指定管理者制度導入について、市場内事業者への説明と協力を依頼する。また、府市場の導入状況も踏まえながら、指定管理者移管業務について精査・検討を行う。</p> <p>○南港市場においては、活性化調査業務委託を実施することにより、現状の課題の分析・検証を図り、南港市場の将来コンセプトを明らかにする。</p> <p>○府・市市場連携による情報発信の充実（ホームページの相互リンク等）を図る。</p> <p>○市市場における市場内事業者と開設者による、本場・東部市場の経営展望（24年度基本方針策定）も踏まえながら、今後の府市市場の連携方策を検討していく。</p>		<p>《これまでの進捗状況（平成24年12月現在の到達点）》</p> <p>○府市場活性化に向けたイベント開催や産地との連携、量販店対応の推進などの実施。<u>外部委員による指定管理者評価委員会を設置、業務の実施状況等に関する評価項目を決定(12/6)</u></p> <p>○市市場（本場・東部）における指定管理者制度導入について、市場内事業者へ方針説明</p> <p>○府・市市場連携による情報発信の充実 <u>（統計情報などホームページの相互リンク）</u></p> <p>○南港市場においては、活性化調査業務委託を<u>実施中</u></p>
		<p>《課題と解決方策（見通し）》</p> <p>○市市場（本場・東部）における指定管理者制度導入については、適切な管理能力を有する管理者の選定及び、市場内事業者の理解と協力が不可欠</p>		
今後の取組み（工程）				備考
25 年度（詳細）	26 年度	27 年度		
<p>○府市場</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営の効率化及び指定管理者導入にかかる効果検証 <p>○市市場（本場・東部）指定管理者制度関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仕様書及び募集要項の精査・検討 ・大阪市中央卸売市場業務条例の改正 <p>○南港市場関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・将来コンセプトを踏まえた基本調査・検討 <p>○府・市市場連携関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市場内事業者と開設者による本場・東部市場の経営展望（25年度行動計画策定）も踏まえながら、今後の府市市場の連携方策を検討していく。 	<p>○府市場</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営の効率化及び指定管理者導入にかかる効果検証 <p>○市市場（本場・東部）指定管理者制度関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本場・東部市場の指定管理者を公募 ・指定管理予定者の選定→市会議決→指定管理者の指定 <p>○南港市場関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・将来コンセプトを踏まえた対応 <p>○府・市市場連携関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営展望も踏まえながら、府市市場の連携方策を可能なものから実施 	<p>○府市場</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営の効率化及び指定管理者導入にかかる効果検証 <p>○市市場（本場・東部）指定管理者制度関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本場・東部市場において、指定管理者制度導入 <p>○南港市場関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・将来コンセプトを踏まえた対応 		

A項目：下水道

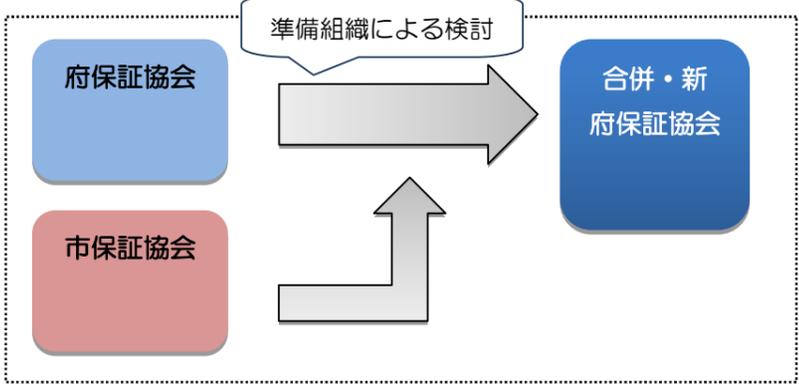
基本的方向性		24 年度の取組み		
<p>【市下水道事業の経営形態について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 維持管理と投資の両面から事業の効率化を進めつつ、府・市・周辺自治体の課題に対して能動的に対応できる体制構築を目指し、市下水道事業に対して、上下分離・コンセッション型による運営管理を含めた経営形態を検討。 スピード感のある経営形態変更を目的として、当面、都市技術センターを暫定活用した上下分離の実現に向けた検討を進めつつ、将来的に管理運営を行う新組織設立に向けて検討を進める。 <p>【府市下水道事業に関する行政組織について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 府内下水道事業の技術者の不足・業務支援に対応可能な体制の確立、都市成長戦略の一元化の視点から、新たな大都市制度実現時の府市下水道事業を実施する行政主体を検討。 その検討をもとに、将来あるべき姿を含め、行政組織のありかたを継続して検討。 		<p>《24 年度の取組み（詳細）》</p> <p>【市下水道事業の経営形態について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内部検討プロジェクトチームでの検討 <ul style="list-style-type: none"> 上下分離実施に向けた検討 市組織体制の効率化検討 上下分離手法及び新組織設立に向けた基本検討調査（～平成 25 年度） <p>【府市下水道事業に関する行政組織について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たな大都市制度実現時の実施主体、行政組織の検討 		<p>《これまでの進捗状況（平成 24 年 12 月現在の到達点）》</p> <p>【市下水道事業の経営形態について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内部検討プロジェクトチームの設置及び上下分離による業務実施体制に関する検討着手 検討調査業務を実施中（9/24 業務委託契約済） 行政組織統合、広域化などを視野に府市下水道 TF による検討の継続 大阪府・市特別参与の意見参酌を経て「大阪市下水道事業経営改革～基本方針と実施計画（案）～」を取りまとめ（12/3 公表済） <p>【府市下水道事業に関する行政組織について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 府市下水道 TF において、想定されるパターン、利点などについて整理 府市下水道 TF による実務者レベルでの統合に関する検討の継続 実施主体、行政組織について、関係部署と調整中
		《課題と解決方策（見通し）》		
今後の取組み（工程）				備考
25年度（詳細）	26 年度	27 年度		
<p>【市下水道事業の経営形態について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 経営形態見直しに係る実行計画策定及び新組織設立準備 <ul style="list-style-type: none"> 都市技術センターに民間参画による経営マネジメントチームを設立 (財) 都市技術センターを暫定活用した上下分離の実施及び府市統合に向けた市組織のスリム化 <ul style="list-style-type: none"> 西部方面管理事務所の所管施設の管理運営について包括委託実施 都市技術センターへ職員派遣 <p>【府市下水道事業に関する行政組織について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たな大都市制度実現時の実施主体、行政組織の確定に向けた協議 	<p>【市下水道事業の経営形態について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 新組織への業務移管準備 新組織設立 包括委託の対象を市域全域に拡大 <p>【府市下水道事業に関する行政組織について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たな大都市制度実現時の実施主体の確定と移行準備 	<p>【市下水道事業の経営形態について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 民間参画も含めた新組織への移行 <p>【府市下水道事業に関する行政組織について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たな大都市制度実現時の実施主体への移行 		

類似・重複している行政サービス（B項目）

基本的方向性 工程表

下線部は、平成24年9月版からの変更箇所

B項目：府：大阪府中小企業信用保証協会、市：大阪市信用保証協会

基本的方向性		24年度の取組み			
<p>●府市信用保証協会の統合については、府保証協会に吸収合併。 ●早期に準備組織を立ち上げ検討を進める。 ●統合後の経営ガバナンスは府保証協会主導で行う。 ●合併時期については、平成25年度中を目途とする。</p> 		<p>《24年度の取組み（詳細）》</p> <p>1. 合併協議会の設置 大阪府中小企業信用保証協会・大阪市信用保証協会合併協議会（以下「合併協議会」という。）を設置。（7月11日） 【委員】府、市、府保証協会、市保証協会、外部有識者等</p> <p>2. 部会による実務整理 ○合併協議会に府・市及び府・市両保証協会の実務者等で構成する部会(※)を設置し、合併に向けた課題項目の検討・整理等を具体的に進めるとともに、その進捗管理を行う。 《主な課題》 ◇資産査定、◇システム統合、◇業務・組織体制のあり方、◇府市の財政負担のあり方 等 ※第一部会：資産査定、業務のあり方等 第二部会：組織体制、労働条件等</p> <p>3. 関係機関との調整 ○合併協議会による検討と併行して、随時、許認可庁(金融庁、中小企業庁)との協議・調整を進める。</p>		<p>《これまでの進捗状況（平成24年12月現在の到達点）》</p> <p>◆7月11日 第1回合併協議会を開催 協議事項：基本的事項の確認と今後の進め方について（合併協議会設置要綱、府市統合本部決定事項の確認、部会の設置等）</p> <p>◇7月31日～ 第1回第一部会を開催（計4回開催） 協議事項：今後の進め方について（資産査定、システム統合等）、合併に向けた両協会のデータ開示、資産査定の方向性、業務のあり方の課題検討について</p> <p>◇11月9日 第5回第一部会を開催 協議事項：合併協議会への報告について</p> <p>◆11月14日 第2回合併協議会を開催 協議事項：第一部会における検討状況報告（両協会による資産分析、第三者機関による資産査定の実施、業務のあり方に関する主な課題）</p> <p>□1月8日 府・市（知事・市長出席）、府・市保証協会による協議を実施 協議事項：これまでの検討状況を報告し、ガバナンスを府協会とする吸収合併方式を確認するとともに、組織体制・安定的な財務基盤のあり方について協議</p>	
		《課題と解決方策（見通し）》			
今後の取組み（工程）			備考		
25年度（詳細）	26年度	27年度			
<p>1. 合併協議会による検討 ○24年度に引き続き、合併協議会にて検討を進める。 《主な課題》 ◇資産査定、◇システム統合、◇業務・組織体制のあり方、 ◇府市の財政負担のあり方 等</p> <p>2. 関係機関との調整 ○24年度に引き続き、随時、許認可庁（金融庁、中小企業庁）との協議、調整を進める。</p> <p>3. 合併認可 ○信用保証協会法等の規定に基づく必要な手続きを経て、年度内を目途に国の合併認可を得て合併完了。 ・合併計画（事業計画、収支計画）等の作成と国への申請</p>	<p>◆ 新・府保証協会による事業実施</p>				

B項目：府：(公財)大阪府国際交流財団 (OFIX)、市：(公財)大阪国際交流センター (i-house)

基本的方向性		24年度の取組み		
<p>●(公財)大阪府国際交流財団 存続期間を10年間(H34年度まで)と定めており、その後、広域で必要なものは直営で実施。</p> <p>●(公財)大阪国際交流センター 新たな大都市制度における、基礎自治体の特性に基づいたあり方を検討するとともに、H26年度に施設運営の民営化を実施し自律的運営をめざす。</p> <p>●財団存続期間中は、重複事業について役割を明確化し連携して実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> 両財団の役割分担のもと事業連携 (災害時外国人支援、避難訓練、災害時通訳ボランティアの育成など) お互いの強みを生かした連携強化 (外国人相談、留学生受入・活用促進、NPO等との連携など) 		<p>《24年度取組み(詳細)》</p> <p>○OFIXでは、広域機能を発揮するための専門人材の育成とともに、存続期間と定めた10年間で府内市町村が基礎自治体としての機能を発揮できることをめざし、取組みの遅れている市町村の支援を進める。</p> <p>○i-houseでは、外国人市民にとって暮らしやすい地域づくりをめざし、身近な外国人市民の支援事業等の強化を図る。</p> <p>○24年度は、両財団における役割分担を明確化し、互いの強みを活かした連携強化を図る</p> <ul style="list-style-type: none"> 両財団の役割分担のもと事業連携 災害時の外国人支援については、OFIXにおいて関係機関との調整や連携体制の整備に着手するとともに、i-houseにおいて大阪市内の外国人住民への防災訓練参加に向けた取組みを進めるなど、両財団で役割を明確にし、連携して事業に取り組む。 お互いの強みを活かした連携強化 お互いの強みである多言語支援や相談ノウハウを活かし、希少言語についてはOFIXを活用するなど外国人相談分野での連携を強化する。 		<p>《これまでの進捗状況(平成24年12月現在の到達点)》</p> <p>重複事業の役割分担に関する打ち合わせの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 府市担当課および両財団法人 外国人相談の内容及び手法に関して意見交換 災害時の外国人支援について、連携体制の整備について意見交換 <p><u>留学生就職支援事業に関して、OFIX事業に一本化</u></p> <p>25年度事業に係る両財団での作業状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 外国人相談における希少言語について、<u>広域事業としてのOFIXでの実施に向け、府市担当課及び両財団で作業を進めている</u> <p>《課題と解決方策(見通し)》</p> <ul style="list-style-type: none"> i-houseの実施してきた外国人支援を基礎自治体業務として効果的に実施するため、大阪市内の各区との連携が必要⇒引き続き各区との連携を強化。
今後の取組み(工程)				備考
25年度(詳細)	26年度	27年度		
<p>＜両法人＞ 連携方法の検討・実施</p> <p>＜大阪府国際交流財団＞ 「大阪府国際化戦略アクションプログラム(第1期)」に基づく府と連携した広域事業の強化・実施 広域事業基盤としての府内市町村の国際化支援(人材育成・出張相談・防災訓練支援等)、専門人材の育成</p> <p>＜大阪国際交流センター＞ 各区等と意見交換を進め、基礎自治体の特性に基づいたあり方を検討</p>	<p>＜両法人＞ 事業連携の実施</p> <p>＜大阪府国際交流財団＞ 「大阪府国際化戦略アクションプログラム(第1期)」に基づく府と連携した広域事業の強化・実施 広域事業基盤としての府内市町村の国際化支援(人材育成・出張相談・防災訓練支援等)、専門人材の育成</p> <p>＜大阪国際交流センター＞ 基礎自治体の特性に基づいた事業の実施 施設運営の民営化</p>	<p>＜両法人＞ 事業連携の実施</p> <p>＜大阪府国際交流財団＞ アクションプログラム第2期としての広域事業展開 広域事業基盤整備</p> <p>＜大阪国際交流センター＞ 基礎自治体の特性に基づいた事業の実施</p>		

B項目：府：(財)大阪府保健医療財団、市：(財)大阪市環境保健協会

基本的方向性		24年度の取組み		
<p>● 大阪府保健医療財団</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域自治体が所管する法人(公益財団法人)として、中期経営計画に基づき経営改善を図る。 ・これにより、がん・循環器病の予防などについて、補助金依存からの脱却と収支構造の改善によって、経営の安定化・自立化を目指す。 <p>● 大阪市環境保健協会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の精査をした上で、一般財団法人へ移行し、自立化を図る。 <p>● 当面は、検診精度を高めるために、両団体の協力関係を確立するなど、効果的な推進方策を協議。</p>	<p>《24年度の取組み(詳細)》</p> <p>○府市の関係者で、両財団の検診精度を高めるための事業連携についての検討を行うため、検討会を設置</p> <p>＜関係者＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪府保健医療財団、大阪市環境保健協会 ・大阪府健康医療部保健医療室健康づくり課 ・大阪市健康局健康推進部健康施策課 <p>＜確認・検討項目＞</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 両財団における検診事業等の実態把握 <ul style="list-style-type: none"> ➢府側：府内がん検診の精度管理、検診不足地域への支援(車検診) ➢市側：市民へのがん検診、住民定期健診 2. 府保健医療財団の公益財団法人への移行及び市環境保健協会の一般財団法人への移行に向けた実施事業の精査状況の確認 3. 両財団の事業連携について、市財団の事業の精査を踏まえ、具体的な内容について検討 		<p>《これまでの進捗状況(平成24年12月現在の到達点)》</p> <p>○4月～ 両財団の現状確認と課題を抽出。 ➢がん検診や特定健診をともに実施。対象地域やその目的が異なっている。</p> <p>○6月～ 府市連携の基本的方向性について検討。 ➢両財団とも自立化を図る中で、類似事業については連携の可能性を検討。</p> <p>○9月～ 府市の関係者で検討会を実施 ➢両財団の検診精度を高めるための方策について協議。 ➢検診精度を高めるための両財団の連携を確認。</p>	
	<p>《課題と解決方策(見通し)》</p>			
今後の取組み(工程)				備考
25年度(詳細)	26年度	27年度		
<p>＜事業連携＞</p> <p>◇検討会において具体的内容を協議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業連携の実施フレーム(流れ) ・連携に伴う費用負担 <p>＜基礎自治体への支援：大阪府保健医療財団＞</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; margin-right: 5px;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; margin-right: 5px;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 20px; margin-left: 10px;"></div> </div> <p>＜形態の見直し＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府保健医療財団の公益財団法人への移行(平成25年4月予定) ・市環境保健協会の一般財団法人への移行(自立化)(平成25年4月予定) 	<p>◇事業連携を試行・検証</p>	<p>◇事業連携を実施</p>	<p>・検診不足地域への車検診等を引き続き実施 ⇒ 府の支援は縮小</p> <p>・がん検診や特定健診のデータ分析により、基礎自治体に助言・研修</p>	

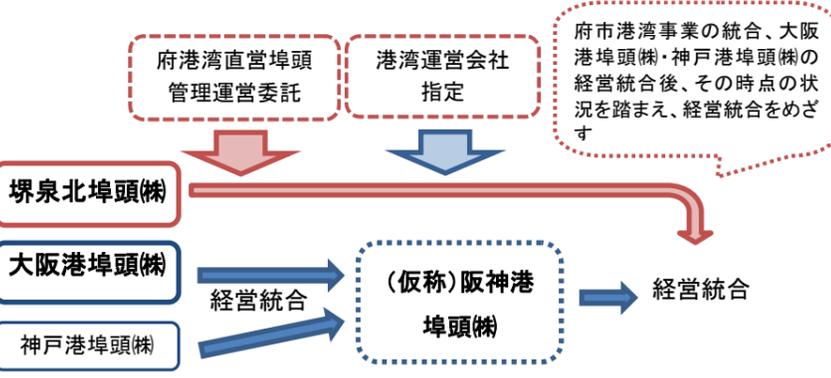
B項目：府：大阪府道路公社、市：大阪市道路公社

基本的方向性		24年度の取組み	
<p>●統合によるメリットが少ないことから、両公社それぞれの今後のあり方を検討</p> <p>●府公社は、ハイウェイオーソリティ構想の実現に向け阪神高速道路(株)等との統合をめざす。</p> <p>●市公社は、経営状況が厳しく経営の継続性に不確定要素があるため、早期解散も視野に入れ、市公社のあり方について検討を進める。</p> <p>〈市公社の早期解散を想定した場合の課題〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・借入金の償還、市の債務保証による残債務処理 ・公社管理駐車場の管理主体の検討など <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid red; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;"> 大阪府道路公社 (有料道路のみを管理) </div> <div style="font-size: 2em;">➔</div> <div style="border: 1px dashed red; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;"> 阪神高速道路(株)等との 統合を目指す </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid blue; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;"> 大阪市道路公社 (主に駐車場を管理) </div> <div style="font-size: 2em;">➔</div> <div style="border: 1px solid blue; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;"> 早期解散も視野に入れ、市 公社のあり方について検討 </div> </div>		<p>《24年度の取組み(詳細)》</p> <p>●大阪府道路公社</p> <p>○国と地方の検討会(国、地方自治体、高速道路会社等で構成)で、阪神都市圏高速道路全体の平成26年度以降の新たな利用しやすい料金体系を検討。</p> <p>○あわせて、統合に向けて、設備仕様統一等の課題について検討。</p> <p>○また、当面の取組みとして、南阪奈における維持管理業務、料金收受業務及び交通管理管制業務、第二阪奈における維持管理業務を接続する高速会社に一体化できるよう協議。</p> <p>●大阪市道路公社</p> <p>○市公社のあり方について、大阪市道路公社経営監視会議(有識者会議)において意見を聴取し、早期解散も視野に入れて検討を行う。</p> <p>○早期解散を想定した場合の残債務の処理方法として、平成21年度の包括外部監査で意見のあった、「第三セクター等改革推進債」(以下「三セク債」という)の活用を検討する。</p>	
		<p>《これまでの進捗状況(平成24年12月現在の到達点)》</p> <p>●大阪府道路公社</p> <p>○南阪奈では、ネクスコ西日本に対し、維持管理業務を委託済。料金收受業務等についても協議中。</p> <p>○第二阪奈では、阪神高速に対し雪氷業務を委託済。また、維持管理業務全般の一体化について協議中。</p> <p>○統合について、スキームや統合先等について検討中。</p> <p>●大阪市道路公社</p> <p>○7月6日に大阪市道路公社経営監視会議を開催し、次の意見を聴取。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在の市公社の厳しい経営状況や、公社を取り巻く市政の状況を踏まえると、このタイミングで団体のあり方の検証まで踏み込んで検討を行うべき。 ・早期解散(残債務を早期に一括処理)の場合、市民負担の最小化を図る観点から、三セク債の活用にメリットがあるかどうかの検証が必要。 ・三セク債の活用にあたっては、試算段階において、発行条件や償還財源などについて十分な精査が必要。 <p>○意見を受けて、8月10日に総務省と三セク債について発行条件等の確認。</p> <p>○三セク債を活用した場合の課題について、整理・検討中。</p>	
		《課題と解決方策(見通し)》	
今後の取組み(工程)			備考
25年度(詳細)	26年度	27年度以降	
<p>●大阪府道路公社</p> <p>○高速会社との維持管理業務等一体化の拡大。</p> <p>○統合に向けた検討、高速会社との協議</p> <p>●大阪市道路公社《早期解散を想定した場合(案)》</p> <p>○三セク債を活用した場合、25年度末解散(予定)</p> <p>※地方財政法により、三セク債は平成25年度までの時限措置</p>	<p>●大阪府道路公社</p> <p>○高速会社との維持管理業務等一体化の拡大。</p> <p>○高速会社の料金制度見直しをふまえ、統合検討を深度化</p> <p>●大阪市道路公社《早期解散を想定した場合(案)》</p> <p>○公社有料道路事業施設の市への引継ぎ</p> <p>○三セク債の償還(以降、償還期限まで)</p>	<p>●大阪府道路公社</p> <p>○引き続き、統合に向けた取組みの実施</p>	<p>・H25： 高速会社の料金制度見直し</p> <p>H26～： 阪神都市圏の新たな高速道路料金</p> <p>・高速会社の料金制度見直しの状況や高速会社との協議等をふまえ、具体的な統合時期を検討</p>

B項目：府：大阪府住宅供給公社、市：大阪市住宅供給公社

基本的方向性		24年度の取組み			
<p>○ 両公社は対象エリアを区分して事業を実施しており、経営状況は共に安定している。</p> <p>○ 当面、両公社において更なる経営改善を図るとともに、府市民サービスの向上につながる連携を行う。</p> <p>○ 公社法上、都道府県又は政令市しか公社を設立できないため、新たな大都市制度移行時に市公社が存続できない場合には、市公社を解散することを基本とし、その場合の課題について検討する。平成25年度中に方向性をまとめる。</p>	<p>《24年度の取組み（詳細）》</p> <p>○両公社において経営改善の取組みを進める。</p> <p>○両公社が連携し、府市民サービスの向上につながる連携策の検討を進め、実施できるものについて着手。</p> <p>○大都市制度移行時の市公社のあり方について今年度末までに、課題を整理。</p>		<p>《これまでの進捗状況（平成24年12月現在の到達点）》</p> <p>○府公社はH24.3に策定した経営計画（H24～H33）に基づき、市公社はH23.11に策定した第3次経営改善プログラム（H24～H28）に基づき、それぞれ経営改善の取組みを進めている。</p> <p>○府市及び府市公社の4者で、連携策を検討し、ホームページにおける府市公社の相互リンク、府市公社募集パンフの相互配布をH24.11.21から実施。</p>		
				<p>《課題と解決方策（見通し）》</p>	
	今後の取組み（工程）				
					備考
25年度（詳細）	26年度	27年度			
<p>○両公社において経営改善の取組みを進める。</p> <p>○H24年度の検討結果に基づき、府市民サービスの向上につながる連携策を順次実施。</p> <p>○大都市制度移行時の市公社のあり方について方向性をまとめる。</p>	<p>○両公社において経営改善の取組みを進める。</p> <p>○H24年度の検討結果に基づき、府市民サービスの向上につながる連携策を順次実施。</p> <p>○25年度にまとめた方向性に基づき対応</p>	<p>○25年度にまとめた方向性に基づき対応</p>			

B項目：府：堺泉北埠頭(株)、市：大阪港埠頭(株)

基本的方向性		24年度の取組み		
<p>● 府市港湾事業の統合（A 項目）及び大阪港埠頭(株)と神戸港埠頭(株)の経営統合をした後に、その時点の状況を踏まえ、堺泉北埠頭(株)と（仮称）阪神港埠頭(株)の経営統合をめざす。</p> <p>● そのため府においては、堺泉北埠頭(株)に対し、直営部分を、在来埠頭を含めて可能なところから管理運営を委ね、港湾運営会社指定に向け、運営ノウハウの蓄積を図る。</p> 	<p>《24年度の取組み（詳細）》</p> <p>●堺泉北埠頭(株)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○港湾運営会社移行に向けた運営ノウハウ蓄積の準備 <ul style="list-style-type: none"> ・港湾運営の委任方法・府営上屋売却（府港湾局→堺泉北埠頭(株)）に係る検討・関係者調整 <p>●大阪港埠頭(株)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○特例港湾運営会社の指定申請→特例港湾運営会社の指定 	<p>《これまでの進捗状況（平成24年12月現在の到達点）》</p> <p>●堺泉北埠頭(株)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○港湾運営会社移行に向けた運営ノウハウ蓄積の準備 <ul style="list-style-type: none"> ・埠頭会社に対する、指定管理者制度の活用及び府営上屋の売却について庁内調整中 <p>●大阪港埠頭(株)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○特例港湾運営会社の指定申請（8月）→特例港湾運営会社の指定（10月） ○特例港湾運営会社による公共埠頭の一部運営開始（12月） 	<p>《課題と解決方策（見通し）》</p>	
		今後の取組み（工程）		
25年度（詳細）	26年度	27年度以降		<p>【経営統合に向けた課題★】</p> <p>堺泉北埠頭（株）の港湾運営会社指定が条件。そのため運営ノウハウの蓄積（効率的な埠頭運営体制、利用者サービスの向上等）</p>
<p>●堺泉北埠頭(株)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○港湾運営会社移行に向けた運営ノウハウ蓄積 <ul style="list-style-type: none"> ・港湾運営の委任に係る諸手続きの実施 <p>●大阪港埠頭(株)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○特例港湾運営会社によるターミナルの一体運営 	<p>●堺泉北埠頭(株)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○港湾運営会社移行に向けた運営ノウハウ蓄積 <ul style="list-style-type: none"> ・コンテナ・フェリー埠頭等の管理運営の実施 ・堺泉北埠頭(株)による上屋の一体経営 <p>●大阪港埠頭(株)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○特例港湾運営会社によるターミナルの一体運営 	<p>●堺泉北埠頭(株)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・港湾運営会社の指定申請 →港湾運営会社の指定 <p>●大阪港埠頭(株)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・神戸港埠頭(株)と経営統合 →（仮称）阪神港埠頭(株) <p>●共通</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（仮称）阪神港埠頭(株)と堺泉北埠頭(株)との経営統合（★） 		

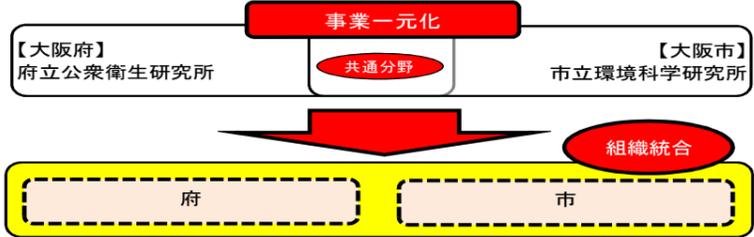
B項目：府：文化財センター、市：市博物館協会（発掘調査業務のあり方）

基本的方向性		24 年度の取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ● 両組織の比較を踏まえ、発掘調査業務を一元化する。 ● 一元化の手法については、両財団が管理運営を担っている博物館業務とも密接に関連することから、今後、A項目「文化施設」の博物館業務のあり方の検討を踏まえ整理。 ● 発掘調査業務と博物館業務との相乗効果を検討するとともに、博物館施設の最適な経営形態を引き続き検討する中で、①博物館業務と同一法人、②博物館業務と別法人の2案を軸に整理を図る。 (A項目「文化施設」の発掘調査業務にかかる基本的方向性に同じ) 		<p>《24 年度の取組み（詳細）》</p> <p>○文化施設（A項目）における経営形態や一体運営の範囲の議論を踏まえた、一元化の手法について引き続き検討を進める</p> <p>○両組織の発掘調査業務の詳細比較（事業調整、契約、調査実施、精算等）を実施。作業にあたっては、府、市の検討チームで行う</p> <p>（検討の結果）</p> <p>○文化施設（A項目）の博物館を始めとする経営形態の方向性を「地方独立行政法人」（平成27年度当初）とすることと併せ、府市の発掘調査業務については次の方向で整理する。</p> <p>【大阪府文化財センターの発掘調査事業】</p> <p>広域自治体の発掘調査事業を引き続き担う他、市町村からの要請に応じ、積極的に支援を行う。</p> <p>【大阪市博物館協会の発掘調査事業】</p> <p>市の発掘調査組織である市博物館協会「大阪文化財研究所」の業務については、自治体監理へ移行することを前提に、民間活力の導入を図りながら、整理再編する。</p>		<p>《これまでの進捗状況（平成24年12月現在の到達点）》</p> <p>府市担当間において、次の比較検討を実施</p> <p>○他府県との比較</p> <p>○両組織の実態比較（発掘調査件数、発掘面積、受託金額、職員数等）</p>
		<p>《課題と解決方策（見通し）》</p>		
今後の取組み（工程）				備考
25 年度（詳細）	26 年度	27 年度		
<ul style="list-style-type: none"> ・府として、新たな大都市制度移行後の広域自治体と基礎自治体の役割分担の整理、自治体と公益法人の役割分担の整理を行う ・大阪市の発掘調査事業については、他都市での先行事例等を踏まえて、大阪文化財研究所の業務整理再編を検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪市の発掘調査事業については、検討結果を踏まえ、年度末に向け、大阪文化財研究所の業務を再編整理 			

B項目：府：大阪府立産業技術総合研究所、市：大阪市立工業研究所

基本的方向性	24年度の取組み			24年度の取組み																
<p>● 法人統合により、両研究所の強みと総合力を活かし、工業技術とものづくりを支える知と技術の支援拠点「スーパー公設試」をめざす</p> <p>● 法人統合に先行して、経営戦略の一体化（※）と業務プロセスの共通化等を行い、機能面の実質的な統合と事業の効率化を図る</p> <p>※経営戦略という大きな方向性を一体的に決定するため「合同経営戦略会議」を設置</p> 	<p>《24年度の取組み（詳細）》</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 経営戦略の一体化を図るため合同経営戦略会議を設置し、統合効果を発揮するための検討を実施 (メンバー構成：両理事長、府商工労働部長、市経済局長、企業代表者、学識経験者) ■ 法人統合に先行して両研究所の連携事業等を積極的に実施 (合同役員会、研究発表会やセミナーの共同開催、企業ヒアリング等) <table border="1" data-bbox="881 516 2131 1121"> <thead> <tr> <th></th> <th>経営戦略の一体化</th> <th>連携事業等</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1月</td> <td>○合同経営戦略会議の下に次の2つのWGを設置 ・業務プロセス共通化検討WG ・連携事業検討WG</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2月</td> <td></td> <td>○第二回合同研究発表会(2/5) ○第三回企業ヒアリング ・利用業界団体(2/18) ○合同セミナー(2/28)</td> <td>○統合方針を盛り込んだ産技研中期目標変更議案を提案(府議会)</td> </tr> <tr> <td>3月</td> <td>○第二回合同経営戦略会議開催(3/26予定) ・H25年度の方向性・連携方策について決定</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				経営戦略の一体化	連携事業等	その他	1月	○合同経営戦略会議の下に次の2つのWGを設置 ・業務プロセス共通化検討WG ・連携事業検討WG			2月		○第二回合同研究発表会(2/5) ○第三回企業ヒアリング ・利用業界団体(2/18) ○合同セミナー(2/28)	○統合方針を盛り込んだ産技研中期目標変更議案を提案(府議会)	3月	○第二回合同経営戦略会議開催(3/26予定) ・H25年度の方向性・連携方策について決定			<p>《これまでの進捗状況（平成24年12月現在の到達点）》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○合同役員会の設置 ・4/20、6/1、7/11に開催 ○合同経営戦略会議準備チームの設置 ・7/23、8/8、8/31、10/2、11/8に開催 ○合同経営戦略会議の設置 ・11/15に開催 ○合同経営戦略会議企画調整部会の設置 ・12/3、12/27に開催 ○統合のシナジー効果を発揮する取組みについての企業ヒアリング ・大阪商工会議所中堅・中小企業委員会(9/4) ・利用業界団体(11/12) ○第一回合同研究発表会(11/1) ○統合方針を盛り込んだ市工研、第二期中期目標策定(市会)(11月) <p>《課題と解決方策（見通し）》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○府市、両法人における統合方針の明文化 ⇒両研究所の中期目標・中期計画に位置づけ ○地方独立行政法人制度の改正 ⇒国への働きかけ(要望)を行う
	経営戦略の一体化	連携事業等	その他																	
1月	○合同経営戦略会議の下に次の2つのWGを設置 ・業務プロセス共通化検討WG ・連携事業検討WG																			
2月		○第二回合同研究発表会(2/5) ○第三回企業ヒアリング ・利用業界団体(2/18) ○合同セミナー(2/28)	○統合方針を盛り込んだ産技研中期目標変更議案を提案(府議会)																	
3月	○第二回合同経営戦略会議開催(3/26予定) ・H25年度の方向性・連携方策について決定																			
今後の取組み（工程）				備考																
	25年度（詳細）	26年度	27年度																	
経営戦略の一体化	○H24年度に設置した合同経営戦略会議による一体的な業務推進 ○統合のシナジー効果を発揮する取組みの検討	○合同経営戦略会議による一体的な業務推進 ○統合のシナジー効果を発揮する取組みの検討																		
業務プロセスの共通化	○「業務プロセス共通化検討WG」において、次の項目について共通化を検討 ①機器購入・評価判定 ②研究テーマ選定 ③広報・顧客拡大 など	○「業務プロセス共通化検討部会」において、引き続き左記項目について、共通化を検討するとともに、実施可能なものから共通化を実施	○新たな大都市制度または改正後の地独法に基づく ・法人の統合(合併等)と新法人の運営開始 ・工業技術とものづくりを支える知と技術の支援拠点「スーパー公設試」の実現																	
連携事業の実施	○「連携事業検討WG」において、次の項目について、連携事業等を検討 ①共通技術相談窓口の設置 ②得意分野を融合した高度な研究開発の推進 ③支援サービスの料金・手続きの統一 ④各種システムの統一 ⑤サテライト研究室の開設など	○「連携事業検討部会」において、引き続き左記項目について、連携事業等を検討するとともに、実施可能なものから連携事業を実施																		
その他	○統合方針を盛り込んだ、産技研中期目標・計画、市工研中期目標・計画(ともに~H27年度)の運用開始 ○統合に向けた諸課題の検討(職員の処遇、財源の確保)	○新定款策定 ○新中期目標・新中期計画策定 ○統合に向けた諸課題の検討(職員の処遇、財源の確保)																		

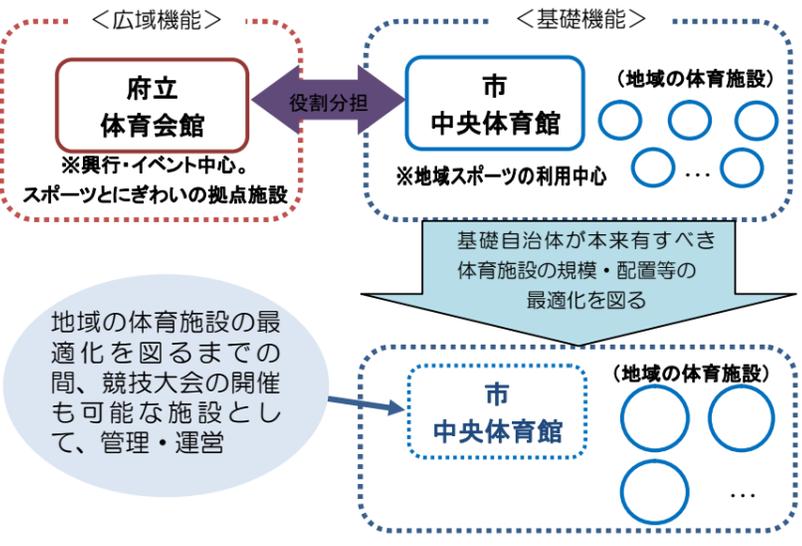
B項目：府：府立公衆衛生研究所、市：市立環境科学研究所

基本的方向性		24年度の取組み	
<ul style="list-style-type: none"> ● 両研究所で共通する感染症、食品衛生、環境衛生の各分野の検査・調査研究機能は、新たな大都市制度における広域自治体の機能として整理し、これら機能を統合した研究所を設置。 ● 運営形態については、非公務員型の地方独立行政法人化を基本として検討。 ● 健康危機管理の観点から事業の選択と集中を進め、公設の試験研究機関としての必要な機能を検討。 ● 当面は、機能統合を図る共通分野での事業の一元化の検討や統合後の円滑な事業運営を図るため、研究員の人事交流や幹部職員の兼職等を行う。  <ul style="list-style-type: none"> ● 環科研が有する環境分野の検査・調査研究機能は、継続してあり方を検討 ● 環科研に附設する栄養専門学校については廃止。 	<p>≪24年度取組み(詳細)≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 統合、独法化に向けた検討体制 <ul style="list-style-type: none"> ◆ <u>タスクフォース会議</u> (平成24年12月25日発足) 公衛研所長をリーダー、環科研所長をサブリーダーとした府市関係者で構成する重要事項案の決定機関 ◆ <u>統合準備室</u> 府市併任の職員で構成(平成24年11月1日設置)し、法人化にかかる実務を担当。 ● 主な取組み <ol style="list-style-type: none"> ① 両研究所で共通して実施中の業務分野(感染症、食品化学、環境衛生、情報発信、総務)を中心に事業一元化案やその課題等を検討。 ② <u>独法化の作業工程表(案)、具体的な課題の洗い出し等を検討。</u> ③ <u>法人の定款(案)・評価委員会共同設置規約(案)を府市各議会(2月定例会)に提出。</u> ④ <u>中期目標の策定に向け、統合後の研究所のあり方(選択と集中)を検討。外部有識者の意見を聴取する予定。</u> <p>* 環科研が有する環境分野の検査・調査研究機能については別途、大阪市が検討する。 * 環科研に附設の栄養専門学校については、25年度末閉校に向け整理を行う。</p>	<p>≪これまでの進捗状況(平成24年12月現在の到達点)≫</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 各業務分野における業務一元化、共同事業の拡大案の工程表を策定。実施可能な事業を先行させ、H25年度中に検査手法の統一等を調整する。 ② 独法化の作業工程表策定、諸課題の抽出 統合準備室の発足後、25年度末までの独法化の作業工程表を策定し、府市統合本部(11月16日)で提示。 ③ <u>2月定例会提出予定の定款案、規約案等の検討(平成24年11月～)</u> 定款案等に関して総務省等と設立認可の事前協議中。 	
	<p>≪課題と解決方策(見通し)≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・両研究所で実施している業務が、法人設立後も実施できるかについて検証 <ol style="list-style-type: none"> ① 法令上、知事・市長の権限とされている業務の洗い出し ② 法人化に伴い、法令上の制約が生じる業務にかかる調整 <p>(例) 法人による水道法上の検査は、同法の登録検査機関として厚生労働省の登録が必要なため、業務に支障が生じないよう国と調整を要する。</p>		
今後の取組み(工程)			備考
25年度(詳細)	26年度	27年度	
<ol style="list-style-type: none"> 1) 府市各議会(9月)に提出する各議案の検討 財産承継条例(案)、職員承継条例(案) 中期目標(案) 2) 法人認可に係る申請協議・認可 3) 法人の人事給与、会計制度等の構築 4) 栄養専門学校廃止(26年3月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般地方独立行政法人による統合研究所を設立 ・さらに統合効果を得るため、同一分野ごとの施設の統合に向けて、引き続き検討。 <p>※H26時点では、公衛研、環科研の現有施設を前提に組織統合、独法化を実施</p>		

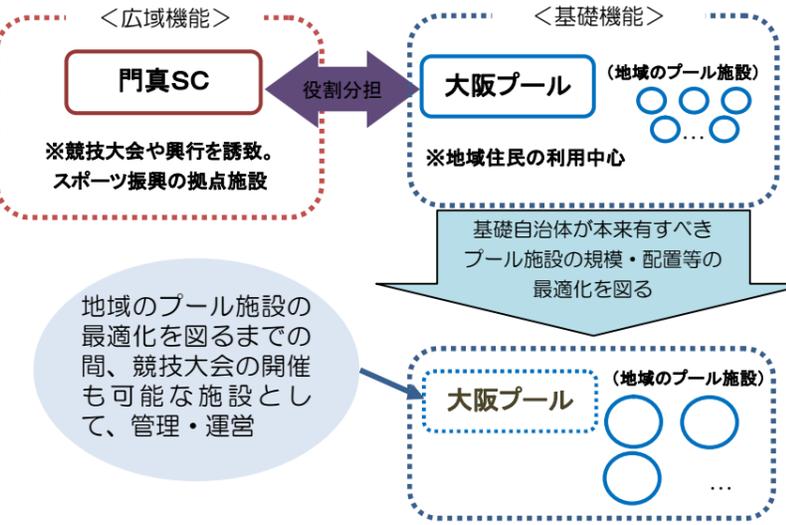
B項目：府：府立中央図書館、中之島図書館、市：市立中央図書館

基本的方向性	24年度の取組み		
<p>● 府立図書館は広域自治体が担い、市立中央図書館は各地域図書館の機能充実が図られるまではその補完機能として基礎自治体が活用。 （中之島図書館は、別途、大阪府市都市魅力戦略推進会議でも検討。）</p> <p>● 各地域図書館の機能充実後は、市立中央図書館のあり方を検討（新たな特別区の図書館に位置付けられた場合を除く）</p> <p>● 当面は、利用者サービスの向上に向けた相互連携策の検討・実施、民間委託の拡大など効率的な事業運営に努める。</p>	<p>《24年度取組み（詳細）》</p> <p>① 府市連携事業拡大の検討・試行 府市それぞれが実施してきた生涯学習事業の共催、広報の連携、講座・展示の連携を24年度内に実施予定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「H25 One Book One Osaka」事業共催に向け実行委員会発足 ・秋季の読書推進・利用促進行事の広報連携（府市双方の事業をHPやちらし、メールマガジンを通じて広報） ・図書資料等の企画展示の連携（POP展を府市で開催、小出権重企画展示への資料貸出等） ・講座・講演会等の連携（府主催織田作之助関連事業への市立中央図書館からの講師派遣） <p>② 府立図書館2館・市立中央図書館間の資料搬送の緊密化に向けた検討 ・府立中央図書館が運営している「府内市町村図書館協力貸出搬送業務」＜府立中央・中之島図書館間のシャトル便＞のコース再編を検討</p> <p>③ 民間委託拡大の余地の検討</p>	<p>《これまでの進捗状況（平成24年12月現在の到達点）》</p> <p>① 生涯学習事業の連携強化に向けて、府市担当間で情報交換・打ち合わせを実施（府中央・市中央：H24.7.10、9.20、12.21 / 市中央・中之島：9.13） 研修・実習の連携について、府市担当間で、次年度の実施に向けて情報交換（H24.10.24）</p> <p>② 府立2館、市立中央図書館間の資料搬送の緊密化に向けて、府立中央と市立中央間で情報交換（H24.10.24、12.21）、中之島・府中央で情報共有（12.6）</p> <p>③ 市立図書館においては、府の市場化テストの結果を参考に、市立中央図書館の業務をさらに見直し、民間委託の拡大を検討。25年度に民間委託を拡大するため、予算要求し、業務委託仕様書の変更を行った。 府立図書館においては、市場化テストの成果を検証するとともに、中之島図書館の今後のあり方の検討状況を踏まえつつ、次期市場化テストに向けて検討。</p> <p>《課題と解決方策（見通し）》 大阪府市都市魅力戦略推進会議等における中之島図書館の検討に関する調整</p>	
今後の取組み（工程）			備考
25年度（詳細）	26年度	27年度	
<p>① 府市連携事業の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共催等対象事業拡大の検討 ・研修連携、実習生受け入れ連携を検討 ・会場の相互利用 ・府市それぞれの強みを活かした研修の企画協力 <p>② 資料搬送の緊密化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府市間の資料搬送の増便に向けた立案・調整、予算要求 <p>③ 民間委託拡大についての検討内容の実施</p>	<p>① 府市連携事業の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共催等対象事業の拡大 ・研修連携、実習生受け入れ連携実施 ・会場の相互利用 ・府市それぞれの強みを活かした研修の企画協力・合同実施等 <p>② 資料搬送の緊密化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府市間の資料搬送の強化 <p>③ 民間委託拡大についての検討内容の実施</p>	<p>① 府市連携事業の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共催等対象事業の継続実施 ・研修連携、実習生受け入れ連携実施 ・会場の相互利用 ・府市それぞれの強みを活かした研修の企画協力・合同実施等 <p>② 資料搬送の緊密化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府市間の資料搬送の強化 <p>③ 民間委託拡大についての検証・検討</p>	

B項目：府：府立体育会館、市：中央体育館

基本的方向性		24年度の取組み		
<p>● 体育会館は、興行・イベント中心の施設として広域自治体が管理。</p> <p>● 中央体育館は、基礎自治体が本来有すべき体育施設の規模・配置等の最適化を図るまでの間、施設の有効活用を図る観点から、競技大会の開催も可能な施設として、基礎自治体での管理・運営。</p> <p>● 当面は、両施設の役割分担を前提に、施設運営の効率化や連携について検討。</p> 		<p>《24年度の取組み（詳細）》</p> <p>【事業連携】</p> <p>○役割分担を踏まえ、施設間の利用者調整手法等の連携方策やその課題整理を行う。</p> <p>○イベント情報の共有や府民への周知手法を検討。</p> <p>【府立体育会館】</p> <p>○大阪のにぎわいづくりの拠点施設「スポーツとにぎわいの殿堂」として、これまでの年間入館者100万人規模を目指した取組みを継続して行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周辺施設との連携を図るなど興行・イベントの誘致を促進 ・利用者増やサービス向上を図るため、館内に売店営業事業者を誘致。 <p>【市中央体育館】</p> <p>○施設としてこれまで果たしてきた役割を分析、精査し、施設の規模、配置等の最適化に関する課題抽出を図る。</p> <p>○新たな大都市制度移行後の基礎自治体での管理・運営形態について検討。</p>		<p>《これまでの進捗状況（平成24年12月現在の到達点）》</p> <p>【事業連携】</p> <p>○府市間で連携方策を検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府、市、各指定管理者による連携等検討会を開催し、意見交換を実施（11月） ・各施設のホームページに相互リンクを実施。 <p>【府立体育会館】</p> <p>○府財政構造改革プラン案に基づき、運営の効率化に向けた取組みを実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・難波エリアの各施設との連携体制を構築 ・ネーミングライツの導入等（H23利用者数81.6万人、府への納付金増） ・売店の公募実施（12月）・利用者数増（上半期42.2万人、対前年度110%） <p>【市中央体育館】</p> <p>○競技大会をはじめとする利用者ニーズ、利用形態、ボリュームを検証し、他の本市所管体育館等を含めた最適化にかかる課題抽出に着手。</p> <p>○基礎自治体連携による管理・運営制度等について研究中</p> <p>※平成24年度より新たな指定期間となり、既に前年に比し、業務代行料を36百万円/年削減。</p>
今後の取組み（工程）				備考
<p>25年度（詳細）</p> <p>【事業連携】</p> <p>○施設間の連携方策等の検討を踏まえ、可能なところから取組みを実施</p> <p>【府立体育会館】</p> <p>○引き続き運営の効率化の取組みを実施し、定期的に運営状況の進捗管理を行う。</p> <p>【市中央体育館】</p> <p>○基礎自治体区割り案を基に、基礎自治体が本来有すべき体育施設の規模・配置等の最適化について検討。</p> <p>○新たな大都市制度移行後の基礎自治体での管理・運営形態について引き続き検討。</p>	<p>26年度</p> <p>【事業連携】</p> <p>○地域の体育施設の最適化が図られるまでの間、継続して取組みを実施</p> <p>【府立体育会館】</p> <p>○運営状況を踏まえ、次期指定管理者の公募要件・手法を検討。</p> <p>【市中央体育館】</p> <p>○新たな大都市制度移行を踏まえ、基礎自治体における最適化を見据え、次期指定管理者公募要件・手法を検討。</p> <p>○新たな大都市制度移行後の基礎自治体での管理・運営形態に沿った体制整備を行う。</p>	<p>27年度</p> <p>【事業連携】</p> <p>○地域の体育施設の最適化が図られるまでの間、継続して取組みを実施</p> <p>【府立体育会館】</p> <p>○次期指定管理者の公募を実施。（指定の議決）</p> <p>【市中央体育館】</p> <p>○基礎自治体（新たな体制）による管理・運営。</p> <p>○基礎自治体の最適化を見据え、次期指定管理者の公募を実施。（指定の議決）</p>		

B項目：府：門真スポーツセンター、市：大阪プール

基本的方向性		24 年度の取組み		
<p>● 門真 SC は、施設構成、利用状況等を踏まえ広域自治体が運営。</p> <p>● 大阪プールは、基礎自治体が本来有すべきプール施設の規模・配置等の最適化を図るまでの間、競技大会の開催も可能な施設として、基礎自治体での管理・運営。</p> <p>● 当面は、両施設の役割分担を前提に、施設運営の効率化や連携について検討。</p> 		<p>《24 年度の取組み（詳細）》</p> <p>【事業連携】</p> <p>○役割分担を踏まえ、施設間の利用者調整手法等の連携方策やその課題整理を行う。</p> <p>○イベント情報の共有や府民への周知手法を検討。</p> <p>【門真 SC】</p> <p>○次期指定管理者の公募に向けて、メインアリーナの仕様転換の見直し等、更なる運営の効率化を図るための分析・課題整理を行う。</p> <p>【大阪プール】</p> <p>○施設としてこれまで果たしてきた役割を分析、精査し、施設の規模、配置等の最適化に関する課題抽出を図る。</p> <p>○新たな大都市制度移行後の基礎自治体での管理・運営形態について検討。</p>		<p>《これまでの進捗状況（平成 24 年 12 月現在の到達点）》</p> <p>【事業連携】</p> <p>○府市間で連携方策を検討</p> <p>・府、市、各指定管理者による連携等検討会を開催し、意見交換を実施（11月）</p> <p>・各施設のホームページに相互リンクを実施。</p> <p>【門真 SC】</p> <p>○利用者数を増加させるため、スポーツ教室の PR 活動を実施。</p> <p>・教室チラシポスティング活動（1万部、近隣3km 圏内）を実施</p> <p>・広報活動として HP に講師紹介のページを追加</p> <p>○収入確保策として有料プログラム及びHPのバナー広告掲載を新規導入検討。</p> <p>○メインアリーナにおける仕様転換時期の最適化のシミュレーションを実施</p> <p>【大阪プール】</p> <p>○競技大会をはじめとする利用者ニーズ、利用形態、ボリュームを検証し、施設の規模、配置等にかかる、最適化に関する課題抽出に着手。</p> <p>○基礎自治体連携による管理・運営制度等について研究中</p> <p>※平成 24 年度より新たな指定期間となり、既に前年に比し、業務代行料を 59 百万円/年削減。</p> <p>《課題と解決方策（見通し）》</p>
今後の取組み（工程）				備考
25 年度（詳細）	26 年度	27 年度		
<p>【事業連携】</p> <p>○施設間の連携方策等の検討を踏まえ、可能なところから取組みを実施。</p> <p>【門真 SC】</p> <p>○24 年度に行った分析・課題整理を踏まえて、次期指定管理者の公募要件・手法を検討。</p> <p>【大阪プール】</p> <p>○基礎自治体区割り案を基に、基礎自治体が本来有すべきプール施設の規模・配置等の最適化について検討。</p> <p>○新たな大都市制度移行後の基礎自治体での管理・運営形態について引き続き検討。</p>	<p>【事業連携】</p> <p>○地域のプール施設の最適化が図られるまでの間、継続して取組みを実施。</p> <p>【門真 SC】</p> <p>○次期指定管理者の公募を実施。（指定の議決）</p> <p>【大阪プール】</p> <p>○新たな大都市制度移行を踏まえ、基礎自治体における最適化を見据え、次期指定管理者公募要件・手法を検討。</p> <p>○新たな大都市制度移行後の基礎自治体での管理・運営形態に沿った体制整備を行う。</p>	<p>【事業連携】</p> <p>○地域のプール施設の最適化が図られるまでの間、継続して取組みを実施。</p> <p>【門真 SC】</p> <p>○新指定管理者による運営の効率化を図っていく。</p> <p>【大阪プール】</p> <p>○基礎自治体（新たな体制）による管理・運営。</p> <p>○基礎自治体の最適化を見据え、次期指定管理者の公募を実施。（指定の議決）</p>		

B項目：府：大型児童館ビッグバン、市：キッズプラザ大阪

基本的方向性		24年度の取組み		
<p>●生涯学習関連施設として、基礎自治体が任意に開設したキッズプラザ大阪は、当然には広域の施設とは位置づけられない。</p> <p>●H29.3.31 までは基礎自治体が責任をもって契約を継続せざるを得ないが、以降の施設運営のあり方については、自立的経営等の観点から検討を行い、具体策が見いだせない場合は廃止する。</p> <p>●H29.3.31 までの間については、補助金の縮減に向けて、市外利用者料金の値上げなどの料金体系の見直しや民間ノウハウの活用を図るとともに、新たな運営主体の可能性も追求する</p> <p>●当面の取組みとして、双方の施設が相乗効果を得られるような広報・企画事務等の工夫として、広報物・営業等において共同でPRする、ホームページでリンクする等の取組みを、可能なものから順次実施していく</p>		<p>《24年度の取組み（詳細）》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・負担の適正化のため、料金体系の見直しに向けた検討と調整（市） ・補助金縮減のため、民間ノウハウの活用を検討（市） ・事業連携に向け、広報・企画事務等の工夫の検討を行うとともに、<u>ホームページでのリンク、広報物での共同のPRに取り組んでいる。</u>（府、市） 	<p>《これまでの進捗状況（平成24年12月現在の到達点）》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金縮減に向け、料金体系の見直し等について運営主体と協議を行っている。 ・事業連携に向け、双方の施設が相乗効果を得られるような広報・企画事務等の検討を行うとともに、<u>ホームページでのリンク、広報物での共同のPRに取り組んでいる。</u> 	
		<p>《課題と解決方策（見通し）》</p>		
今後の取組み（工程）				備考
25年度（詳細）	26年度	27年度		
<ul style="list-style-type: none"> ・負担の適正化のため、料金体系の見直し（市内・外、府内・外居住者間の料金に差を設ける等）〈市〉 ・補助金縮減のため、民間ノウハウの活用による運営費の縮減（一部コーナーの運営の外部委託等）〈市〉 ・事業連携のため、広報・企画事務等の工夫の実施（広報物・営業等において可能なものから順次実施）〈府、市〉 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金縮減のため、民間ノウハウの活用による運営費の縮減（一部コーナーの運営の外部委託等）〈市〉 ・事業連携のため、広報・企画事務等の工夫の実施（広報物・営業等において可能なものから順次実施）〈府、市〉 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金縮減のため、民間ノウハウの活用による運営費の縮減（一部コーナーの運営の外部委託等）〈市〉 ・自立的経営等に向けて、キッズプラザ大阪の新たな運営主体についての検討〈市〉 ・事業連携のため、広報・企画事務等の工夫の実施（広報物・営業等において可能なものから順次実施）〈府、市〉 		

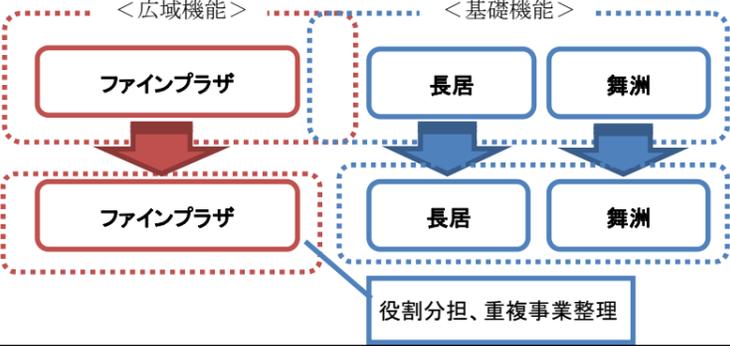
B項目：大阪府立国際会議場、市：インテックス大阪

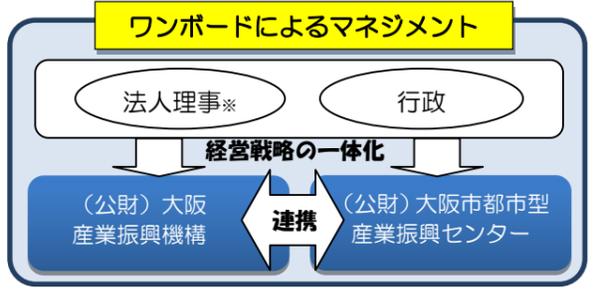
基本的方向性		24 年度の取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ● 両施設は役割、機能等が異なり統合に馴染まないが、MICE 機能の強化に向けて、事業展開のあり方、集客力向上の方策等を検討 ● 誘致ターゲットとなる国際会議や展示会・見本市の主催者・企画運営者等に対し、施設単独ではなく、共同で PR を行なうなど、両施設への集客力向上に向け、機能連携を進める。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ・見本市・展示会及び国際会議等の誘致の共同プロモーション ・催事の規模に応じた開催プランの提案 ・ユーザーの利用照会に対する施設の相互紹介 など </div> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> <p><会議場機能> <展示・見本市機能></p>  <p>MICE 強化</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ● インテックス大阪の運営については、平成25年度から競争性を導入し、より効率的かつ効果的な運営や機能の最大化をめざす。 	<p>《24 年度の取組み（詳細）》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府、市、（公財）大阪観光コンベンション協会（OCTB）、両施設運営事業者等の関係者が、<u>定期的な情報・意見交換の場（連絡会議）</u>を設け、<u>プロモーション（主催者・企画運営者等へのセールス等）、開催プランを盛り込んだ PR ツール等</u>について検討を進める ※両施設がそれぞれ有する機能や、主催者・企画運営者等のニーズを踏まえ、複数の会場で、それぞれ別個のプログラムを実施できるような案件を誘致ターゲットとして想定 例：学術系会議、展示会を併催する会議や、複数会場でプログラムが実施される企業のインセンティブ旅行 等 <ul style="list-style-type: none"> ・インテックス大阪の運営事業者の公募に向け、施設の現状についての詳細を把握し、25 年度からの公募事業者による運営をめざす。 	<p>《これまでの進捗状況（平成 24 年 12 月現在の到達点）》</p> <p>【両施設の機能連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の運営事業者に、会議等、展示会・見本市、それぞれに関する取組みの現状などをヒアリング（5 月） ・連携の今後の進め方について、府市間で協議（7 月） ・府、市、OCTB、両施設運営事業者の 4 者による、今後の連携方策に関する情報・意見交換<u>連絡会議の設置</u>（8 月） ・府、市、OCTB、国際会議場運営事業者による連携方策の検討（12 月） （共同 PR ツールの作成、今後のプロモーションの進め方などの検討） <p>【インテックス大阪の運営についての競争性導入】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営事業者の公募にあたって、施設状況調査(躯体設備調査、資産評価)などを実施中（8月～） ・運営事業者の公募開始（11月） 	<p>《課題と解決方策（見通し）》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会議等の誘致は、オール大阪で方策を検討する必要。 <p>⇒ 府、市、OCTB、両施設運営事業者のほか、関係者が情報・意見交換を行いながら方策を検討</p>	
		今後の取組み（工程）		
25 年度（詳細）	26 年度	27 年度		
<p>【両施設の機能連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●関係者による連絡会議を引き続き実施 ●誘致ターゲットに関する、 ・プロモーションの実施 ・開催プランの活用・PR ・施設利用の共同案内 <p>【インテックス大阪の運営についての競争性導入】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●インテックス大阪の新たな運営方法への移行 	<p>【両施設の機能連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●関係者による連絡会議を引き続き実施 ●25 年度の取組み内容に関する検証などを通じ、引き続き、連携の取組みを実施 <p>【インテックス大阪の運営についての競争性導入】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●引き続き、新たな運営方法による運営 	<p>【両施設の機能連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●関係者による連絡会議を引き続き実施 ●これまでの取組み内容に関する検証などを通じ、引き続き、連携の取組みを実施 <p>【インテックス大阪の運営についての競争性導入】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●引き続き、新たな運営方法による運営 		

B項目：こども青少年施設 青少年野外活動施設（府）：青少年海洋センター・少年自然の家、（市）伊賀・信太山・びわ湖、市立青少年センター、市立こども文化センター

基本的方向性		24年度の取組み												
<p>○ 林間系の特性を持つ大阪府の施設は「府立少年自然の家」を存続することとし、大阪市の施設については、平成25年度末をもって「市立伊賀青少年野外活動センター」を廃止し、「市立信太山青少年野外活動センター」については、市内の学校・青少年活動グループの優先利用や自然体験の場を提供する環境を維持するため当面存続する。</p> <p>○ 海洋系の特性を持つ施設は「府立青少年海洋センター」の存続を基本に検討。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>林間系</th> <th>海洋系</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>広域自治体</td> <td>自然の家 (存続)</td> <td>海洋センター (存続を基本に検討)</td> </tr> <tr> <td>基礎自治体</td> <td>信太山 (当面、存続)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>廃止</td> <td>伊賀 (25年度末廃止)</td> <td>(びわ湖)</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 市立青少年センター、市立こども文化センターが担っている機能は、基礎自治体業務であることを基本に、大阪市において施設のあり方や他の施設への機能集約等について検討。</p>		林間系	海洋系	広域自治体	自然の家 (存続)	海洋センター (存続を基本に検討)	基礎自治体	信太山 (当面、存続)	—	廃止	伊賀 (25年度末廃止)	(びわ湖)	<p>≪24年度の取組み(詳細)≫</p> <p>○林間系施設 〔伊賀青少年野外活動センター〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成25年度末廃止に向けた課題の整理 地元自治体や指定管理者との調整 利用予約の停止についての周知 <p>〔信太山青少年野外活動センター〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用率向上に向けた方策の検討 <p>〔少年自然の家〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校教育活動等の利用が減少する冬期の利用率向上に向けた方策の検討 <p>○海洋系施設 〔びわ湖青少年の家〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成25年度末廃止に向けた課題の整理 地元自治体や指定管理者との調整 利用予約の停止についての周知 <p>〔青少年海洋センター〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用率向上に向けた方策の検討 <p>○〔市立青少年センター〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設のあり方や他の施設への機能集約等について検討 <p>○〔市立こども文化センター〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成25年度からの指定管理者の募集 施設のあり方や他の施設への機能集約等について検討 	<p>≪これまでの進捗状況(平成24年12月現在の到達点)≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ○海洋系施設については、びわ湖青少年の家を平成25年度末で廃止し、青少年海洋センターを存続する方針で確定 ○廃止施設の課題整理や関係者との調整開始(H24.7～) ○存続施設の利用率向上に向けた検討を開始(H24.7～)
		林間系	海洋系											
広域自治体	自然の家 (存続)	海洋センター (存続を基本に検討)												
基礎自治体	信太山 (当面、存続)	—												
廃止	伊賀 (25年度末廃止)	(びわ湖)												
		≪課題と解決方策(見通し)≫												
今後の取組み(工程)				備考										
25年度(詳細)	26年度	27年度												
<p>○林間系施設 〔伊賀青少年野外活動センター〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 廃止に向けた条例改正の実施 処分の方向性の検討 <p>〔信太山青少年野外活動センター〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成26年度からの指定管理者の募集 利用率向上に向けた取組みの実施 <p>〔少年自然の家〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用率向上に向けた取組みの実施 <p>○海洋系施設 〔びわ湖青少年の家〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 廃止に向けた条例改正の実施 処分の方向性の検討 <p>〔青少年海洋センター〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用率向上に向けた取組みの実施 びわ湖青少年の家利用者へのPR <p>○〔市立青少年センター〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設のあり方や他の施設への機能集約等について検討 <p>○〔市立こども文化センター〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たな指定管理者による管理開始 施設のあり方や他の施設への機能集約等について検討 	<p>○林間系施設 〔伊賀青少年野外活動センター〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設の廃止・処分の実施 <p>〔信太山青少年野外活動センター〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たな指定管理者による管理開始 利用率向上に向けた取組みの実施 <p>〔少年自然の家〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用率向上に向けた取組みの実施 <p>○海洋系施設 〔びわ湖青少年の家〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設の廃止・処分の実施 <p>〔青少年海洋センター〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用率向上に向けた取組みの実施 <p>○〔市立青少年センター〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設のあり方や他の施設への機能集約等について検討 <p>○〔市立こども文化センター〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設のあり方や他の施設への機能集約等について検討 	<p>○林間系施設 〔信太山青少年野外活動センター〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用率向上に向けた取組みの実施 <p>〔少年自然の家〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成28年度からの指定管理者の募集 利用率向上に向けた取組みの実施 <p>○海洋系施設 〔青少年海洋センター〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成28年度からの指定管理者の募集 利用率向上に向けた取組みの実施 <p>○〔市立青少年センター〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 検討内容の実施 <p>○〔市立こども文化センター〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 検討内容の実施 												

B項目：府：大阪府立障がい者交流促進センター、市：大阪市障がい者スポーツセンター

基本的方向性		24年度の取組み		
<p>○機能面の役割整理は以下のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域：競技スポーツを中心に広域的・専門分野に特化（市町村支援、競技力向上のための研究・開発・交流拠点 など） ・基礎：身近でスポーツに親しむ生涯スポーツへ特化 <p>○ 拠点性がある大型障がい者スポーツ施設については、新たな大都市制度移行時においても、3施設を存続の上、広域、基礎自治体の役割分担を考慮し、広域自治体、基礎自治体それぞれにおいて管理運営。</p> <p>○ ファインプラザ大阪は競技スポーツの振興拠点として広域自治体が管理運営。併せて、指定管理者制度の導入による運営の効率化。</p> <p>○ 長居・舞洲の障がい者スポーツセンターは、市民に身近な障がい者支援の拠点として、基礎自治体の役割とするが、新たな基礎自治体単体での運営は困難であり、広域的な連携により管理運営。</p> <p>○ 機能面での役割分担、重複事業の整理や舞洲宿泊施設の見直しを進めるなど、効率的な運営を実施。</p> 	<p>《24年度取組み（詳細）》</p> <p>○大阪府立障がい者交流促進センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提案公募型指定管理者制度の導入に向けた公募を8月20日から開始し、指定管理候補者を募集 ・10月19日 公募を締切（1団体から事業提案申請）。 ・11月8日 指定管理者選定委員会の審議を経て候補者を決定。 ・12月18日 府議会9月定例会に指定管理者の指定議案を提出。 ・議決後、指定管理者と契約を締結。 <p>○大阪市障がい者スポーツセンター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宿泊施設について、障がい者就労支援事業の実施・利用料金制の導入により収支の改善を図ることを検討 ・障がい者就労支援事業を実施することにより、障がい者雇用及び障がい者就労の促進を図る。 ・25年3月 宿泊施設における就労支援事業の実施・利用料金制の導入について、関係規程の整備を図る。 	<p>《これまでの進捗状況（平成24年12月現在の到達点）》</p> <p>○大阪府立障がい者交流促進センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・12月27日 府議会9月定例会において指定管理者の指定議決を得た。 <p>○大阪市障がい者スポーツセンター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重度の障がいのある方が安心して宿泊できる機能を維持しながら収支改善を図るため、宿泊施設を活用した障がい者就労支援事業の実施や運営におけるインセンティブを働かせるための利用料金制の導入などについて、指定管理者と共に検討を行っている。 	<p>《課題と解決方策（見通し）》</p>	
				<p>今後の取組み（工程）</p>
<p>25年度（詳細）</p>	<p>26年度</p>	<p>27年度</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪市障がい者スポーツセンターは、基礎自治体単独での運営は困難であるので、広域的な連携により管理運営する体制の構築が必要となる。 	
<p>○大阪府立障がい者交流促進センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者による運営開始 <p>○大阪市障がい者スポーツセンター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宿泊施設の新たな運営方式による事業開始 ・宿泊施設の効率的な運営について検証 ・長居・舞洲の管理運営にかかる周辺自治体との連携協議 <p>○障がい者スポーツに関する役割、機能の整理、結論</p>	<p>○大阪市障がい者スポーツセンター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宿泊施設の効率的な運営について検証 ・長居・舞洲の管理運営にかかる周辺自治体との連携協議、結論 ・上記の協議、結論に即した指定管理者の公募（現在の指定管理者との契約については別途調整） 	<p>○大阪市障がい者スポーツセンター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域自治体、基礎自治体の役割分担に即した事業の実施 		

基本的方向性		24年度の取組み																
<p>《法人》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 中小企業支援においてそれぞれの特徴や強みがシナジー(相乗)効果を発揮できるよう、両法人を統合する ● 統合にあたっては、中小企業支援サービスの最適化に向け、両法人の役割、事業を精査するとともに、幅広い視点から検討し、再構築を図る ● 法人統合は、新たな大都市制度移行時とする <p>《施設》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 新たな大都市制度移行後の施設配置として法人が担う役割、利用者ニーズ等を見極めたうえで中核拠点の一本化も含めた最適化を図る。 <p>《当面の対応》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 法人統合に向けた課題整理を行うとともに、新たな大都市制度移行時の統合を見据えて、ワンボードによるマネジメントの一元化、施設の一体的運用などによるサービスの向上と運営の効率化を図る  <p>※中小企業代表者を含む</p>		<p>《24年度の取組み(詳細)》</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 大都市制度移行時(H27)の法人統合に向け、課題・手続き等の抽出、整理を行う。 ■ 法人統合実現までの間も、一体的な経営戦略のもと、両法人の事業を効率的・効果的に実施する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>取組み項目</th> <th>具体的な取組み内容</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①法人統合に向けた課題・手続き等の抽出、整理</td> <td>府・市及び両法人の実務担当者による作業チームの設置(統合手法、事業・施設のあり方、財務、組織・人員等)</td> <td>H24中に課題抽出と論点整理を概ね完了</td> </tr> <tr> <td>②ワンボードによるマネジメントに向けた準備組織の立ち上げ</td> <td>ワンボードマネジメント組織(H25当初設置)の早期かつ実効ある稼働に向けた協議・調整(具体的なマネジメント手法等)</td> <td>合意形成の場である「本体」と、作業や整理を行う「WG」の2部構成</td> </tr> <tr> <td>③当面の連携事業の検討、実施</td> <td>一刻も早いシナジー効果の発現に向け、現行体制のまま実施可能な事業連携を模索</td> <td>H24中に一部実施(試行を含む)、H25から拡充・本格化</td> </tr> </tbody> </table>			取組み項目	具体的な取組み内容	備考	①法人統合に向けた課題・手続き等の抽出、整理	府・市及び両法人の実務担当者による作業チームの設置(統合手法、事業・施設のあり方、財務、組織・人員等)	H24中に課題抽出と論点整理を概ね完了	②ワンボードによるマネジメントに向けた準備組織の立ち上げ	ワンボードマネジメント組織(H25当初設置)の早期かつ実効ある稼働に向けた協議・調整(具体的なマネジメント手法等)	合意形成の場である「本体」と、作業や整理を行う「WG」の2部構成	③当面の連携事業の検討、実施	一刻も早いシナジー効果の発現に向け、現行体制のまま実施可能な事業連携を模索	H24中に一部実施(試行を含む)、H25から拡充・本格化	<p>《これまでの進捗状況(平成24年12月現在の到達点)》</p> <p>【ワンボードによるマネジメントに向けた準備組織の立ち上げ(②)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワンボードマネジメント準備チームの設置(10月4日) 《メンバー》府・市・大阪産業振興機構・大阪市都市型産業振興センター ※必要に応じて、随時、WG等で議論 ◇10月4日 第1回会合 ＜基本的方向性の確認と今後の進め方(WG設置等)＞ ◇11月16日 第2回会合 ＜ワンボードマネジメント組織案(目的、メンバー、進め方など)＞ ⇒両法人理事会に報告(機構：11/22、センター：12/10) <p>【法人統合に向けた課題・手続き等の抽出、整理(①)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業チームを設置し、具体的な検討に着手(12月14日) <p>【当面の連携事業の検討、実施(③)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・両法人及び府市の担当者間で、25年度からの具体化に向け、事業内容や運営体制等に関する情報共有と意見交換を随時実施 ⇒24年度は、双方の事業・施設の利用促進に資する連携・協調を中心に実施、今後、事業の共催や施設の相互活用等について前向きに検討 <p>《課題と解決策(見通し)》</p> <ul style="list-style-type: none"> 統合手法の検討、所要財源の安定確保、財務リスクの点検・精査、機能・役割に相応しい組織・人員体制づくりなど ⇒今後、ワンボードマネジメント組織で協議・調整(25年度中を目途) 	
取組み項目	具体的な取組み内容	備考																
①法人統合に向けた課題・手続き等の抽出、整理	府・市及び両法人の実務担当者による作業チームの設置(統合手法、事業・施設のあり方、財務、組織・人員等)	H24中に課題抽出と論点整理を概ね完了																
②ワンボードによるマネジメントに向けた準備組織の立ち上げ	ワンボードマネジメント組織(H25当初設置)の早期かつ実効ある稼働に向けた協議・調整(具体的なマネジメント手法等)	合意形成の場である「本体」と、作業や整理を行う「WG」の2部構成																
③当面の連携事業の検討、実施	一刻も早いシナジー効果の発現に向け、現行体制のまま実施可能な事業連携を模索	H24中に一部実施(試行を含む)、H25から拡充・本格化																
今後の取組み(工程)				備考														
25年度(詳細)	26年度	27年度		<p>《ワンボードマネジメント組織の概要》</p> <p>○所掌事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・統合を見据えた戦略や目標等の共有 ・事業の連携、共同実施の具体化 ・マイドームと産業創造館の一体的運用 など <p>○メンバー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人：各3名(理事会代表2名、中小企業経営者1名(法人理事または理事会が推薦する者)) ・行政：府・市各2名(府：部長、市：局長を含む) <p>※アンケートやインタビューにより、適宜、ユーザーから広く意見を聴取</p> <p>○その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・両法人の理事会(H25.3)で了承を得て、速やかに設置 														
<p>【ワンボードマネジメント組織の設置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○戦略・目標の共有化、事業(施設を含む)の連携や共同化 ○法人統合を見据えた両法人の事業のあり方、課題の検証 ○法人統合にあたっての諸課題に係る協議・調整(統合手法の検討、所要財源の安定確保、財務リスクの点検・精査、機能・役割に相応しい組織・人員体制づくりなど) <p>【施設のあり方等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ユーザーの利便性や資産効率の向上等に資する当面の対応策(できることから具体化) 	<p>【ワンボードマネジメント組織によるマネジメントの一元化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○共有化された戦略や目標に基づく事業連携や共同事業の本格実施 ○統合後の法人が担う機能、役割を踏まえた事業の再構築 <p>【法人の統合に向けた手続き】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○法人における意思決定(理事会等の決議) ○公益財団法人の認定 <p>【施設のあり方等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○統合後の法人の役割や利用者ニーズ等を踏まえた施設機能、運営のあり方の検討 ⇒法人の統合協議と歩調を合わせて行う 	<p>○新たな大都市制度に基づく法人の統合</p> <p>※中核拠点の最適化については、今後の検討結果を踏まえ、適切な時期に取扱いを決定</p>																

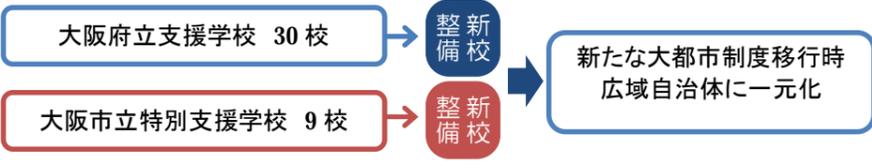
B項目：府：ドーンセンター、市：クレオ大阪

基本的方向性		24年度の取組み			
<p>●ドーンセンターは、専門的かつ広域的事業を実施するとともに、基礎自治体の業務を支援・補完する施設として、広域自治体機能を担う。</p> <p>●クレオ大阪は、市民密着型男女共同参画事業の拠点施設として、基礎自治体の機能を担う。</p> <p>●新たな基礎自治体における事業の水平連携のあり方を踏まえ、5館体制の集約化を図る。</p> <p>●当面は、両館の所蔵資料の相互貸借サービスを引き続き推進するとともに、館において実施される各種講座・イベント等の共同広報を行うことにより、相互連携を図る。</p>		<p>《24年度の取組み（詳細）》</p> <p>＜ドーンセンター＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・25年度からの府委託事業の事業者選定に向けて、ドーンセンターで実施する広域自治体としての事業内容を精査する。 <p>＜クレオ大阪＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クレオ大阪において実施すべき基礎自治体としての事業内容について精査する。 <p>＜両館＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・両館において所蔵資料の相互貸出・返却・貸出予約を行う。 ・両館において、相互の講座・イベント等のチラシ等を設置する。 		<p>《これまでの進捗状況（平成24年12月現在の到達点）》</p> <p>＜ドーンセンター＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所管課において、府委託事業の内容を検討中 <p>＜クレオ大阪＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪市市政改革プランを策定 <p>○ 府市意見交換の経過</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 8月17日 ～さらなる相互連携のあり方について～ 	
		《課題と解決方策（見通し）》			
今後の取組み（工程）			備考		
25年度（詳細）	26年度	27年度			
<p>＜ドーンセンター＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合評価一般競争入札による事業者選定の結果を踏まえ、広域自治体事業を実施する（委託期間：平成25年度～平成27年度） 	<ul style="list-style-type: none"> ・総合評価一般競争入札による事業者選定の結果を踏まえ、広域自治体事業を実施する（委託期間：平成25年度～27年度） ・基礎自治体における事業実施状況を踏まえ、引き続き、広域自治体として実施すべき事業の精査を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・総合評価一般競争入札による事業者選定の結果を踏まえ、広域自治体事業を実施する（委託期間：平成25年度～27年度） ・新たな大都市制度のもとでの男女共同参画施策の展開 			
<p>＜クレオ大阪＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・26年度以降の実務の円滑な推進に向けた制度設計及び条例改正等を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般的な相談事業、情報提供事業及び啓発事業については、より市民に身近な場で実施する。 ・専門相談等全市的な機能を果たす施設で実施すべき事業は、クレオ大阪中央で実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな大都市制度のもとでの男女共同参画施策の展開 			
<p>＜両館＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・さらなる相互連携のあり方の検討・実施 ◇困難相談事例の適切な対応方法に関する情報交換 ◇所蔵図書関連情報の相互交換 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの取組み内容の検証を通じ、引き続き連携の取組みを実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの取組み内容の検証を通じ、引き続き連携の取組みを実施 			

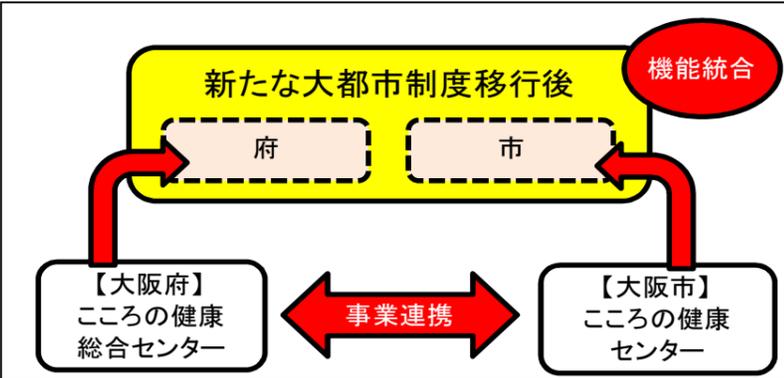
B項目：府：府立高校、市：市立高校

基本的方向性		24年度の取組み		
<p>● 多様な課程・学科等を備える高等学校を地域間で偏在なく整備するためには、広域的な視点で対応する方がより効果的・効率的であるため、新たな大都市制度移行時にあわせて広域自治体に一元化。</p> <p>● 今後、移管に向けた課題を整理。</p>  <p>The diagram shows two boxes on the left: '大阪府立高校 139校' (Osaka Prefectural High Schools, 139 schools) in a blue box and '大阪市立高校 23校' (Osaka Municipal High Schools, 23 schools) in a red box. Arrows from both boxes point to a central vertical blue box labeled '再編整備の方針策定' (Formulation of consolidation and improvement policy). An arrow from this central box points to a final blue box labeled '新たな大都市制度移行時 広域自治体に一元化' (Unified in wide-area local government during the transition to a new metropolitan system).</p>		<p>《24年度の取組み（詳細）》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 外部有識者から公立高校の役割や配置の考え方等に関する意見を聴取。 ○ クリアすべき課題を整理し、府市間で実務的に協議・調整。 		<p>《これまでの進捗状況（平成24年12月現在の到達点）》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「府立高等学校の将来像検討専門部会」（有識者会議）を計6回開催し、審議結果を報告書として公表。（各回の審議内容について、府市間で情報共有） ○ 9月末に、クリアすべき課題（教育内容、組織人事、財産管理など）ごとの実務担当者チームを編成。府、市それぞれにおいて、現状の把握を行いながら、適宜、情報共有。
		<p>《課題と解決方策（見通し）》</p>		
今後の取組み（工程）				備考
25年度（詳細）	26年度	27年度		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 大阪府立・大阪市立高校すべてを対象とする再編整備の方針を策定。 ○ 移管に向けて個別課題（教育内容、財政面、組織、人員面）の方向性を決定。 ○ 個別課題ごとに移管に向けた準備事務に着手。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 個別課題ごとに移管に向けた準備事務を着手・実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新たな大都市制度移行時に広域自治体に一元化。 		

B項目：府：府立支援学校、市：市立特別支援学校

基本的方向性		24年度の取組み		
<p>● 新たな大都市制度移行時にあわせて広域自治体に一元化。</p> <p>● 今後、移管に向けた課題を整理。</p> 		<p>《24年度の取組み（詳細）》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新校整備 ○ クリアすべき課題を整理し、府市間で実務的に協議・調整。 		<p>《これまでの進捗状況（平成24年12月現在の到達点）》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 府、市それぞれにおいて、現在、取り組んでいる新校整備の完了に向けた準備事務を実施（通学区域の設定、人的配置・物品整備の検討など） <ul style="list-style-type: none"> ・府立：平成25年4月に摂津支援学校及びとりかい高等支援学校を開校することとし、準備事務を実施 ・市立：平成25年4月に東住吉特別支援学校を開校することとし、準備事務を実施 ○ 9月末に、クリアすべき課題（教育内容、組織人事、財産管理など）ごとの実務担当者チームを編成。府、市それぞれにおいて、現状の把握を行いながら、適宜、情報共有。
		<p>《課題と解決方策（見通し）》</p>		
今後の取組み（工程）				備考
25年度（詳細）	26年度	27年度		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 移管に向けて個別課題（教育内容、財政面、組織、人員面）の方向性を決定。 ○ 個別課題ごとに移管に向けた準備事務に着手。 ○ 新校整備 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 個別課題ごとに移管に向けた準備事務を着手・実施。 ○ 新校整備完了 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新たな大都市制度移行時に広域自治体に一元化。 		

B項目：府：こころの健康総合センター、市：こころの健康センター

基本的方向性		24年度の取組み		
<p>● 精神保健福祉センター（府こころの健康総合センター、市こころの健康センター）は、精神保健福祉に関する技術的中核機関であり、新たな大都市制度移行時に広域自治体に一元化を図る。</p> <p>● 当面は、府・市で実施している事業の連携の拡大を検討。（新たな大都市制度移行時まで、都道府県・政令市に必置義務が課されているため、事業の連携を進めつつ、それぞれの事業を着実に実施。）</p> 	<p>《24年度の取組み（詳細）》</p> <p>○府市それぞれで実施すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業項目・内容の洗い出し ・事務分担、業務量の整理 <p>○府市で連携して実施すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本庁機能に関し、担当者間で協議を実施 ・具体的な業務のあり方について、府・市で検討会を立ち上げる予定。（印刷物の共同発注、研修の一元化など、25年度以降の取組み、統合化に向けて協議を実施） 	<p>《これまでの進捗状況（平成24年12月現在の到達点）》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○府市それぞれで事業項目・内容の洗い出し等を行っている段階 ○既に共同実施している緊急措置業務などについて、関係機関との調整をはじめ、堺市を含め担当者と協議を数回実施。 ○「こころの救急相談窓口」（電話相談）について、府、大阪市、堺市で協働で事業実施していることから、本庁機能の共通認識を図るため、ホームページの項目・内容の統一化に向けて協議を実施 ○10月 実務担当者会議を開催。研修事業について、これまで府市で受講対象者が異なるなど運営方法に違いがあるため、25年度からの一元化に向け、研修テーマの絞り込みや実施方法について協議。 ○12月 救急医療運営委員会の一元化に向け、合同開催の検討など、両センターの機能分担等について、今後の進め方を協議。 		
	<p>《課題と解決方策（見通し）》</p>			
今後の取組み（工程）			備考	
25年度（詳細）	26年度	27年度		<p>* 緊急措置窓口、医療情報センター窓口の設置場所の検討（堺市との調整、委託業者との調整）</p>
<p>○両センターの役割・連携協議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夜間救急診療業務、昼間の診療業務など府市の事務分担を明確化 <p>○両センターの機能分担の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救急医療運営委員会の一元化に向けた検討 ・救急医療体制の整備、検討* <p>○普及啓発事業（印刷物の共同発注など）の一元化</p> <p>○研修（専門研修）の一元化</p>	<p>○両センターの連携実施</p> <p>○新たな大都市制度移行に向け、業務処理の手順等について協議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神医療審査会の審査業務の一元化 ・精神障害者保健福祉手帳審査業務 ・通院医療費の公費負担の判定 	<p>○新たな大都市制度移行時に両センターを統合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神保健医療主管課業務の統合 ・精神保健福祉センター業務の統合 		

